

資料編

事案 1 区立小学校会計年度任用職員の盗撮

1 概要

令和 3 年 12 月 14 日（火）

区立小学校会計年度任用職員（36 歳・男性）

建造物侵入により有罪

2 経過

- (1) 令和 3 年 12 月 14 日（火）、体育終了後、着替え中の 3 年生女子児童が教室後方出入口のそばにある連絡用黒板のチョーク置きに置かれた黒板消しの裏にスマートフォンがあることに気付き、担任に伝えた。
- (2) 担任はすぐにスマートフォンを持って校長に報告し、校長室で校長、副校長、事務主事で確認したところ、当該職員のスマートフォンであることが分かり、校長室に呼んで当該職員に聞き取りを行った。
- (3) 聞き取りの結果、当該職員が 3 年生と 4 年生の 2 学級で自身のスマートフォンによる撮影行為を行っていたことが発覚し、管理職が警察に通報した。

3 事件発生後の取組

(1) マスコミへの対応

12月16日（木）区は報道発表を行う。

(2) 児童への対応

- 12月16日（木）
- ・全校集会にて、校長が本件発生の説明および謝罪
 - ・登下校見守り（指導主事、教員）
 - ・心と体のアンケート調査の実施および面接の実施

(3) 保護者への対応

12月15日（水）臨時保護者会を開催し、本件発生の説明および謝罪、今後の対応についての説明

4 再発防止に向けた取組

臨時合同校（園）長会を開催し、全校（園）への経過報告および再発防止に向けた取組みの指導・徹底

教職員研修の実施

採用選考の質の向上

地公法 16 条に該当していないことや、サービスの宣誓に関する内容について、十分に確認を行う。

小学校 1 年生から、男女別の場所（パーテーションで確実に区切るなどして）で着替え等を行う。

事案 2 区立中学校教諭の逮捕

1 概要

令和 4 年 5 月 13 日（金）
区立中学校教諭（37 歳・男性）
強制わいせつ罪により逮捕

2 経過

- (1) 令和 4 年 5 月 13 日（金） 帰りの学級活動後の一斉清掃の時間、被害生徒は男子トイレで同じ班の生徒 3 名で掃除を行っていた。
- (2) トイレの見回りをしていた当該教員が、被害生徒をトイレの個室に追い込み、扉が開いているトイレの中で、ズボンの上から被害生徒の股間をつかんだ。
- (3) 当日、被害生徒から学年の教員に相談があり、翌 14 日（土）被害生徒および被害生徒保護者から再度相談があり、発覚した。
- (4) 5 月 16 日（月） 管理職が被害生徒、当該教員それぞれから聞き取りを行い、事実であることを確認した。17 日（火） 管理職が被害生徒および被害生徒保護者と面談し、当該教員からの性暴力について謝罪した。その後、被害生徒保護者は、警察署に被害届を提出した。
- (5) 5 月 21 日（土）午前 5 時頃、当該教員は自死した。

3 事件発生後の取組

- (1) マスコミへの対応
5 月 19 日（木） 警視庁が午前 10 時ごろ報道発表、区は午前 11 時 30 分頃に報道発表
- (2) 生徒・保護者への対応
5 月 19 日（木）・全校集会で、校長が本件発生（わいせつ事案）の説明および謝罪
・登下校見守り（指導主事、教員）
・心と体のアンケート調査および面接の実施
・臨時保護者会を開催し、本件発生の説明および謝罪
5 月 23 日（月） 全校集会で、校長が本件発生（当該教員自死）の説明および謝罪
5 月 25 日（水） 心と体のアンケート調査および面接の実施

4 再発防止に向けた取組

臨時合同校（園）長会を開催し、全校（園）への経過報告および再発防止に向けた取組みの指導・徹底
区立学校（園）の全幼児児童生徒に東京都相談シートの配付および「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」についての児童生徒および保護者への周知徹底
性暴力等の防止に向けた教職員を対象としたセルフチェックの実施
教職員研修の実施
「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」を踏まえた研修の実施

事案3 区立中学校校長の逮捕

1 概要

令和5年9月10日(日)

区立中学校校長(55歳・男性)

児童ポルノ禁止法違反および準強姦致傷の容疑で逮捕

2 経過

- (1) 令和4年11月、東京都教育委員会(以下、都教委)が、被害者の方から、都教委が設置している第三者窓口に匿名の電話で最初の相談を受けた。その後、令和5年1月に都教委にメールで改めて被害者の方から連絡があり、都教委としての対応を検討していた。
- (2) 令和5年2月末、練馬区教育委員会(以下、区教委)は都教委から、当該校長からの被害について相談している方がいる旨、情報提供を受けた。その後、都教委とともに被害者から話を伺い、今後の対応について協議を重ねた。
- (3) 7月14日、区教委から練馬警察署に本件の経緯について情報提供をし、その後、被害者が直接警察に話をしたことで、警察が捜査を開始した。
- (4) 9月10日、警察が当該中学校の校長室の捜索を行った。同日22時44分に、当該校長を逮捕したことについて区教委が連絡を受けた。

3 事件発生後の取組

(1) マスコミへの対応

9月11日(月) 警視庁が10時30分に報道発表、区が18時に記者会見を実施

(2) 生徒・保護者への対応

9月11日(月) 全校集会にて、副校長が本件発生の説明および謝罪

9月12日(火) 登下校見守り(立哨警備、指導主事、教員)

臨時保護者会を開催し、本件発生の説明および謝罪

9月13日(水) 心と体のアンケート調査の実施および面接の実施

9月15日(金) 性被害に関する相談シートの配付 区教委で回収および確認

その他、区および全区立学校ホームページで、卒業生等に向けた相談窓口の周知

4 再発防止に向けた取組

基本的取組の徹底

- ・児童生徒性暴力等防止の「3ない運動」プラス
- ・空き教室や教科準備室など死角になる場所の点検
- ・私物カメラやタブレット等の校内持ち込み禁止、スマートフォンの教室持ち込み禁止の徹底

学校における性暴力等防止対応取組の点検報告書および改善計画書の作成

練馬区性暴力等防止特別対策委員会の設置

学識経験者、医師、弁護士、心理に識見を有する者を構成メンバーとした委員会を設置し、区の性暴力等防止に向けた提言を策定する。

教職員による児童生徒性暴力等を起こさないために

1 児童生徒性暴力等の定義 (「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」を基に作成)

児童生徒等に性交等を行うこと又は児童生徒等をして性交等をさせること。
 児童生徒等にわいせつな行為を行うこと又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること。
 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪に当たる行為を行うこと。
 児童生徒等に次に掲げる行為であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを行うこと又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること。
 イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること。
 ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行うこと。

2 性暴力等を防止するための取組

教職員への啓発

1 研修の実施

5月を「性暴力等防止強化月間」と位置付け、全ての教職員対象に性暴力等に特化した研修を実施する。

【必須内容】

- ・定義および処分の確認
- ・セルフチェックシートの実施

【学校の実情に応じて】

- ・事例検討
- ・外部講師の講義 等

2 SNS等に関するルールの徹底

次のルールを全ての教職員で共通理解する。

- ・SNS等による児童生徒等との私的なやり取りの禁止

業務上やむを得ず必要となる場合は、管理職および保護者の許可を得て行う。

- ・私物のスマートフォンやカメラ等の教室への持ち込みおよび教育活動への利用の禁止
学校情報セキュリティ対策ハンドブックに準ずる。

3 報告の徹底

教職員による児童生徒性暴力等を把握した教職員は、速やかに管理職に報告する。

いじり、からかい等としてその場で納めない。

児童生徒への啓発

1 生命(いのち)の安全教育の推進

5月の「性暴力等防止強化月間」において、以下の取組を行う。

- ・全学年、全学級で1単位時間以上実施する。
- ・特別活動 学級活動(2)として実施する。
- ・教育課程に位置付ける。
- ・文部科学省教材を活用する。

その他、学校の実情に応じて、以下を参考に

- して「性被害防止」に関する取組を推進する。
- ・セーフティ教室および情報モラル講習会において「性被害防止」に関する内容を取り扱う。
- ・定期健康診断の際の保健指導や水泳指導および移動教室等の事前指導の際、「性被害防止」に関する内容を取り扱う。

2 SNS等による教職員等との私的なやり取りの禁止

全ての児童生徒に周知徹底する。

3 相談窓口の周知

都、区および校内相談窓口、相談の仕方等を学校ホームページ、お便り等で児童生徒に周知する。また教職員においては、誰が児童生徒の相談を受けても対応できるよう、裏面「基本的な対応の流れ」の内容を共通理解しておく。

環境づくり

4月の春季休業中に、以下のことを全教職員で確認し、必要に応じて改善を図る。

- ・空き教室や特別教室等をはじめ、死角となりそうな場所を共有する。
- ・空き教室や特別教室は、使用しないときは施錠し、使用した鍵は必ず所定の場所に返す。
- ・同性異性を問わず、教職員が密室で、1対1の個別指導を行うことを原則禁止する。

保護者への働きかけ

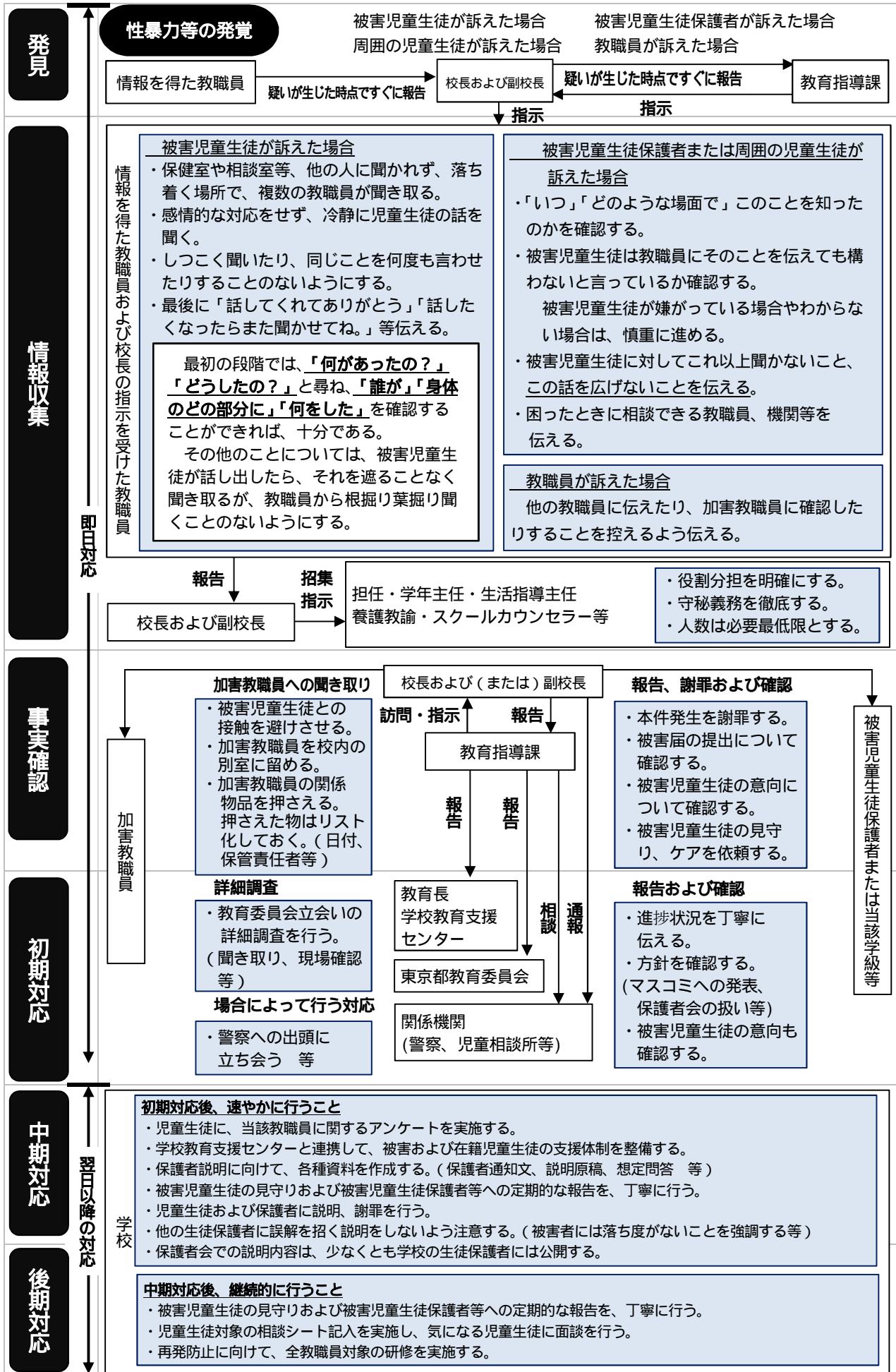
1 日頃からの信頼関係の構築

保護者が些細なことも教職員に相談できるよう日常の教育活動、各種便り、タブレットや連絡帳等によるメッセージ、電話連絡等を通して、信頼関係を構築しておく。

2 相談窓口の周知

都、区および校内相談窓口、相談の仕方等を学校ホームページ、お便り等で保護者に周知する。

3 基本的な対応の流れ



3 教人職第 6 9 1 号
令和 3 年 6 月 2 4 日

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長
藤 田 裕 司
(公印省略)

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について (通知)

このことにつきまして、文部科学省から令和 3 年 6 月 1 日付 3 文科教第 2 6 8 号により別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

このたび「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和 3 年法律第 5 7 号。以下「法」という。)が令和 3 年 6 月 4 日に公布されました。法の施行日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日とされております。

法で明確にされた教員による児童生徒性暴力等は、決して許されるものではなく、東京都教育委員会はその防止に向けて、なお一層の取組を推進してまいります。

また、法で定める児童生徒性暴力等の禁止等については、これまでも令和 3 年 4 月 1 6 日付 3 教人職第 1 7 6 号「教職員のサービスの厳正について」等により、繰り返し注意を喚起してきた内容について、周知等御配慮いただいたところではありますが、今回も、法の趣旨等を踏まえ、改めて教職員の服務規律が遵守されるよう、都立学校長に対して、指導を徹底するよう通知したところです。

今後、国において法施行に向けた政令や指針等が定められますが、東京都教育委員会としましては、法施行までの間であっても、法の趣旨等を踏まえ、教員による学校内外でのわいせつ行為等を未然に防止するために取組を進めるとともに、わいせつ行為等を行った教員について引き続き厳正に対応していきます。

この旨、貴管下学校への周知方どうぞよろしくお願い申し上げます。

【担当】

児童生徒等に対する啓発・支援に関すること
教育庁指導部指導企画課企画推進担当

電話：03-5320-6849

服務事故の防止に関すること

教育庁人事部職員課服務担当

電話：03-5320-6792

教員免許に関すること

教育庁人事部選考課免許担当

電話：03-5320-6788



こころとからだのアンケート



ふりがな
() 年 () 組 名前 _____

先生たちは、みなさんの心や体の状態を知って、つらい思いをしている人の力
になりたくて考えています。あなたの今の様子について教えてください。

あてはまるところ(数字)に、をつけてください。

	ない (0)	すこしある (1)	ある (2)	とてもある (3)
なかなか眠れないことがある	0	1	2	3
むしゃくしゃしたり、いらいらし たり、かっとなったりする	0	1	2	3
こわくて、おちつかない	0	1	2	3
自分が悪い(悪かった)と責めて しまうことがある	0	1	2	3
頭やおなかがいいたかったり、 体の調子が悪かったりする	0	1	2	3

今こまっていること、気になっていることがありますか？

あてはまるものに○をつけてください。

【こわい夢をみる・小さな音でもびっくりする・食欲がない・なんとなく不安だ・
誰とも話す気になれない・思い出したくないのに嫌なことを思い出す・特にない】

今の気持ちや相談したいことがあれば書いてください。どんなことでもいいです。

スクールカウンセラーや相談員に相談したいことがありますか？

○をつけてください。

- 1 すぐに相談したいことがある。
- 2 すぐにではないが、一度相談したい。
- 3 相談したいことはない。



事務連絡
令和3年12月21日

練馬区立小学校長 様
練馬区立中学校長 様
練馬区立小中一貫教育校長 様

練馬区教育委員会教育振興部
教育指導課長 谷口 雄磨

サービス事故防止に向けた校内研修の実施について

この度、区立学校において、会計年度任用職員（学校生活支援員）によるわいせつ事案が発生したことを踏まえ、下記のとおり、サービス事故防止に向けた校内研修を実施いただくとともに、事故の根絶に向けた全教職員に対する指導徹底をよろしく願います。

記

1 研修の内容

事例研修

2 対象

全教員および全会計年度任用職員

3 実施の時期

令和3年12月22日（水）～令和4年1月14日（金）

4 実施方法

別紙に示す【事例】の伝達、【協議内容】の協議および校長による総括

【担当】

指導主事 5984-5759

教職員係 5984-5749

令和3年12月22日
教育振興部教育指導課

教員には本資料を配布せず、管理職の読み上げによる研修を実施してください。

【協議内容2】については、全校必ず実施してください。

【事例】

某日、当該教職員は、体育授業で無人となった教室に侵入し、教室壁面近くに置かれた机の上に設置されたファイルボックス（複数の子どもの教科書等を保管）の中に動画撮影状態のスマートフォンを設置し、体育終了後の子どもの着替えの様子を撮影した。

翌日、当該教職員は、体育授業で無人となった別の教室に再び侵入し、教室壁面にある連絡用黒板のチョーク置きに置かれている黒板消し裏に動画撮影状態のスマートフォンを設置し、体育終了後の子どもの着替えの様子を撮影した。

2回目に黒板消し裏に設置された動画撮影状態のスマートフォンを着替え中の子どもが発見し、発覚した。いずれの動画にも体育学習後に着替えをする子どもの様子が映っていた。

事故後の保護者や子どもに対する聞き取りにより、当該教職員が日頃から子どもへの過剰なスキンシップ等を行っていたことが明らかになった。

【協議内容1】

こうした行為が与える影響について協議しましょう。

子供の心身を大きく傷つけることとなる。

現に当該校では、「大人が信用できない」「男性が怖い」「学校に行きたくない」等の子供の訴えがある。

当該校教職員全体の信用失墜を招く。

会計年度任用職員という職の信用失墜を招く。

教育界全体の信用失墜を招く。

【協議内容2】

こうした事故の発生防止のための取組や日常における留意点について協議しましょう。

【協議内容1】について再確認する。

わいせつ事案に係る刑事処分、行政処分等について再確認する。

スマートフォン等の端末所持に関するルールを設ける。

日常の施設点検や安全点検の方法を見直す。

体育等に係る着替えの必要性や方法について見直す。

体育等に係る着替え時の管理体制を見直す。（小学校における異性教員による管理等）

人権的配慮やハラスメントの視点から、指導方法や子どもとのかかわり方に問題がないか等についての、教員相互のチェック機能を働かせる。また、そうしたことについて指摘し合える校内の雰囲気・風土を醸成する。

子どもへの「悩み事や不安」「体罰の有無」等に関するアンケートを定期的実施するなどし、教職員の不適切な行動の抑止を図る。

以下の内容についての聞き取りにみなさん協力してください。

校長

()年()組()番氏名()

あなた自身が科の先生からこれまでにされて「困ったこと」「嫌だったこと」はありますか。

(ある なし 答えたくない) 当てはまるものに○をしましょう。

「ある」に○をつけた人は、どのようなことだったかを教えてください。

科の先生と友だちとのやり取りで「気になったこと」を見たり、聞いたりしたことはありますか。

(ある なし 答えたくない) 当てはまるものに○をしましょう。

「ある」に○をつけた人は、どのようなことを見たり、聞いたかを教えてください。

その他

上記以外で相談したいことや心配なこと、気になることはありますか。あれば、どのような小さいことでも書いてください。

直接聞いてほしい話がある場合は一人で抱え込まず先生やスクールカウンセラーの他、学校に来てもらう予定の相談専門の方(臨床心理士)に相談することができます。希望がある人は話をしたい人に を付けてください。

(先生 スクールカウンセラー 相談専門の人)

令和4年5月25日

心と体の健康調査

私たちにとって、とてもつらい出来事が起こりました。この事件のことを知ってからのあなたの状態について教えてください。以下の質問にあてはまるものに○をつけてください。

- | | | | | |
|----|-------------------------|----|----|-----|
| 1 | 眠れない（寝つきが悪い、夜中に目が覚める） | はい | 少し | いいえ |
| 2 | いやな夢やこわい夢をみる | はい | 少し | いいえ |
| 3 | 気分が沈む | はい | 少し | いいえ |
| 4 | 小さな音でもびくっとする | はい | 少し | いいえ |
| 5 | 人と話す気になれない | はい | 少し | いいえ |
| 6 | いらいらする | はい | 少し | いいえ |
| 7 | 気持ちが動揺する（落ち着かない） | はい | 少し | いいえ |
| 8 | いやなことを思い出させる場所や、人や物をさける | はい | 少し | いいえ |
| 9 | 体が緊張する | はい | 少し | いいえ |
| 10 | 自分を責める | はい | 少し | いいえ |
| 11 | 思い出したくないのにいやなことを思い出す | はい | 少し | いいえ |
| 12 | 食欲がない | はい | 少し | いいえ |
| 13 | ものごと（勉強や部活など）に集中できない | はい | 少し | いいえ |
| 14 | 頭やお腹が痛い | はい | 少し | いいえ |
| 15 | 何か不安だ | はい | 少し | いいえ |

今の気持ちや相談したいことがあれば書いてください。どんなことでもいいです。

スクールカウンセラーや相談員に相談したいことがありますか？ ○をつけてください。

- 1 すぐに相談したいことがある
- 2 すぐではないが、一度相談したい
- 3 相談したいことはない

年 組 番 氏名

令和4年5月25日
教育振興部教育指導課

再発防止に向けた全校（園）における取組みについて

1 教員研修の実施（5月27日までに実施）

<対象：正規の常勤教職員（民間企業の委託従事者を除く。）>

（1）全教員へ本事件について経過報告を行う。

（2）「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」および本事案の発生要因を踏まえ、次の3点を周知徹底する。

児童生徒に対して必要がないのに身体に触るなど、性暴力等につながるとと思われる行為をしている教職員を発見した場合には、本人に不適切であることを伝える。または、管理職に報告し、管理職は当該教職員への適切な指導を行う。

児童生徒から性暴力等の被害の相談を受けた際は、すぐに管理職に報告する。管理職は区教育委員会に報告するとともに、事実関係を明らかにするための相談体制を整え、当該児童生徒からの聞き取りを行う。

当該児童生徒から聞き取りを行う際は、当該児童生徒にとって話しやすい場所や相手を選び、当該児童生徒の心情に寄り添いながら事実確認を行う。

2 「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」についての児童・生徒および保護者への周知徹底（別紙参照）

（1）学校ホームページへの相談窓口の掲載（6月10日までに完了）

（2）性暴力等にあったときの対応に関する児童・生徒への指導および相談窓口の周知（（1）の作業が完了次第速やかに実施）

3 性暴力等に関する児童・生徒を対象としたアンケートおよび教職員を対象としたセルフチェックの実施（別途通知）

4 「練馬区立学校における児童生徒への性暴力等の防止等に関する要綱」に基づいた学校の体制づくり（別途通知）

なや 悩んだときには相談しよう



なや だれ
悩みは誰にでもあります

友達に話してみよう

信頼できる大人に話してみよう

もしも身近な人に相談をしにくい場合には...

学校ホームページのトップページ「困ったときは・・・」に以下の相談窓口のURLが載っています。

【練馬区】

「いじめ」いじめの相談（電話・メール）

「虐待」児童虐待SOS（電話）

【東京都教育委員会】

「なんでも」教育相談一般（電話24時間）

「いじめ・なんでも」東京都いじめ相談ホットライン（電話24時間）

「なんでも」TOKYO ほっとメッセージチャンネル（電話）

「SNS」こどものネット・スマホのトラブル相談！こたエール（電話・メール）

「性暴力」児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口（電話・メール）

【文部科学省】

「いじめ・友達」子供のSOSの相談窓口（電話24時間）

【法務省】

「なんでも」子どもの人権110番（電話・メール）



練馬区教育委員会
 (教育指導課)

令和4年度 服務事故防止のためのチェックシート
管理職用

9

職名		氏名		令和5年	月	日現在
----	--	----	--	------	---	-----

チェックリスト あてはまる場合は、あてはまらない場合は×をチェック欄に付けてください

	点 検 項 目	チエック
	児童・生徒への個別指導は、児童・生徒と同性の教職員を同席させるか、複数で対応することについて教職員に指導している。	
	やむを得ず一人対一人で児童・生徒を指導するときは、ドアを閉め、密室の状態で行うなど、他の生徒に話が聞こえないよう配慮することについて教職員に指導している。	
	安全を確保するなど、指導上やむを得ない場合を除き、児童・生徒の体に触れたりしてはならないことについて教職員に指導している。	
	児童・生徒と個人的にSNSのIDやメールアドレス、電話番号等を交換し、連絡等を行ってはならないことについて教職員に指導している。	
	休日等に、学校外で児童・生徒と個人的に会ってはならないことについて教職員に指導している。	
	児童・生徒に対して良かれと思って行った言動が、相手を不快にさせる場合があることを理解するよう教職員に指導している。	
	教員と児童・生徒は、指導する側と指導される側という関係にあるため、児童・生徒は教員からの誘いを拒みにくいことを理解するよう教職員に指導している。	
	セクシュアル・ハラスメントとは、相手が嫌がったり不快に感じるだけでなく、周りの者が不快に感じる場合にも該当することについて教職員に指導している。	
	児童・生徒と恋愛関係になったり、性的な関係をもったりすることがないように教職員に指導している。	
	わいせつ、セクシュアル・ハラスメント等の行為を行ったのではないかと疑われる教職員がいる場合、管理職が確認をするので、しばらく様子を見るよう教職員に指導している。	
	児童・生徒に対するわいせつ、セクシュアル・ハラスメント等の行為は、児童・生徒の心身を深く傷つける決して許されない行為であることについて、教職員に指導している。	
	わいせつ行為は、法律や条例違反等に該当する可能性があり、教員免許状の失効等により二度と教壇に立てなくなる等重大な非違行為であることを教職員に周知している。	

	体罰は学校教育法において禁止されている違法行為であり、地方公務員法に定める信用失墜行為にも該当するなど、関係法令について教職員に指導している。	
	自己申告の面接時及びサービス事故防止月間における面接時等に話題にするなど、教職員の体罰についての考え方を確認し、指導している。	
	日頃から、校内巡視等を行うなど、児童・生徒と教職員の関係、指導の様子等の把握に努めており、サービス事故につながる恐れのある状況を把握した場合には、当該教職員を適切に指導している。	
	指導方法の工夫・改善や児童・生徒の実態に応じて分かりやすく伝える力の向上を図れるよう、教職員に指導している。	
	学校公開、学校評価等の機会やホームページを活用して、保護者や地域に体罰根絶について意思表示を行うとともに、体罰根絶に向けた取組について評価を受ける機会を設けている。	

あなたの学校において、わいせつ、セクシュアル・ハラスメント等の未然防止及び根絶に向けて、教職員に対してどのような機会にどのような方法で周知を行っていますか。

体罰及び不適切な指導の未然防止及び根絶に向けて、教職員に対してどのような機会にどのような方法で周知を行っていますか。

令和4年度 服務事故防止のためのチェックシート
 教育系職員(外部指導員等も含む)用

10

職名		氏名		令和5年	月	日
----	--	----	--	------	---	---

チェックリスト あてはまる場合は、あてはまらない場合は×をチェック欄に付けてください

	点 検 項 目	チエック
	児童・生徒への個別指導は、児童・生徒と同性の教職員を同席させるか、複数で対応している。	
	やむを得ず、一人対一人で児童・生徒を指導するときは、ドアを開けておくなど、密室とならないよう配慮している。	
	スキンシップのつもりで、児童・生徒の体に触れたことがある。	
	児童・生徒と個人的にSNSのIDやメールアドレス、電話番号等を交換し、連絡等を行ってはいけないことについて認識しており、行っていない。	
	休日等に、学校外で特定の児童・生徒と私的に会ったことがある。	
	児童・生徒に対して良かれと思って行った言動が、相手を不快にさせる場合があることを理解している。	
	教員と児童・生徒は、指導する側と指導される側という関係にあるため、児童・生徒は教員からの誘いを拒みにくいことを理解している。	
	セクシュアル・ハラスメントとは、相手が嫌がったり不快に感じるだけでなく、周りの者が不快に感じる場合にも該当することを理解しており、行っていない。	
	これまでに児童・生徒と恋愛関係になったり、性的な関係をもったりしたことがある。	
	わいせつ、セクシュアル・ハラスメント等の行為を行ったのではないかと疑われる教職員がいる場合、速やかに管理職に相談したり報告したりすることについて理解している。	
	児童・生徒に対するわいせつ、セクシュアル・ハラスメント等の行為は、児童・生徒の心身を深く傷つける決して許されない行為であることから、これまでに、このような行為を行ったことはない。	
	わいせつ行為は、法律や条例違反等に該当する可能性があり、教員免許状の失効等により二度と教壇に立てなくなる等重大な非違行為であることを理解している。	

	体罰は学校教育法において禁止されている違法行為であり、地方公務員法に定める信用失墜行為にも該当することを認識している。	
	児童・生徒に対する指導の際、人権に配慮しない発言をしたり、物に当たったり、大きな音を出して威嚇したりする指導を行ったことがある。	
	児童・生徒やその保護者と信頼関係が構築できていても、体罰は許されないと理解しており、行っていない。	
	日頃から、児童・生徒理解に努め、感情的にならないように、指導の工夫・改善を図っている。	
	家庭環境に課題がある児童・生徒が起こした問題行動への指導の際、特定の教員に任せるのではなく、教職員間で共通認識をもって組織的に対応している。	

あなたの学校において、わいせつ、セクシュアル・ハラスメント等の根絶に向けて、どのような課題があると思いますか。また、その課題の解決に向けて、どのような工夫や対処が必要だと思いますか。

あなたの学校において、体罰及び不適切な指導の根絶に向けて、どのような課題があると思いますか。また、あなた自身、どのように行動等を工夫して対処していますか。

相談シート 小学校用

東京都教育委員会 練馬区教育委員会

これは、みなさんが楽しく学校生活を送れるようにするための相談シートです。
学校生活の中で大人からされてこわかったり、イヤだったりして、こまっいて、
相談したいことがあったらこのシートに書いて、ゆう便で送ることもできます。

<どんなことをされてこまっいていますか。当てはまる番号を○でかこんでください。>

- 1 体をさわられた。 2 着がえているところやトイレをのぞかれた。
3 それ以外(どんなこと?)

<だれからされましたか。当てはまる番号を○でかこんでください。>

- 1 知らない人 2 学校の先生(先生)
3 それ以外の人(どんな人?)

<いつありましたか。当てはまる番号を○でかこんでください。>

- 1 授業中 2 休み時間や放か後 3 プールや体育の着がえの時間
4 それ以外(どんな場面?)

大人からされてこわかったり、イヤだったりして、こまっいていることの例

- ・学校で、イヤなきもちになるさわられかたをした。
・トイレに行くとき、体育着や水着に着がえるときにのぞかれて、イヤだった。
・用事もないのに、人気のないところで二人きりになるようにさそわれた。 など



区市町村名

[Blank box for district name]

学校名

[Blank box for school name]

(例 練馬区)


年 組 名前

[Blank box for year and name]

名前は書きたくなければ書かなくてもだいじょうぶです。

がっこうせいかつ なか
 学校生活の中でこまったことがあったら、「なやみご
 そうだんいん せんせい ひと そうだん
 と相談員」の先生や、いろいろな人に相談できます。
 し ひと そうだん
 もし知っている人に相談したくないときは、こちらの
 そうだんさき そうだん
 相談先に相談できます。

じどう せいと きょうしゅくいんとう せいぼうりょく まも
**児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための
 第三者相談窓口**

でんわばんごう 電話番号	うけつけじかん 受付時間
070-3163-9003 じょせいべんごし (女性弁護士)	げつ か もくようび ごご じ まで 月、火、木曜日：午後3時から6時まで どようび ごぜん じ しょうご 土曜日：午前9時から正午まで かくようび だんせい じょせい 各曜日で男性・女性どちらかの べんごし たいおう 弁護士が対応します。
080-9418-8245 だんせいべんごし (男性弁護士)	どうばんべんごし か き 当番弁護士は下記の ホームページで ごかくにん 御確認できます。
メールアドレス	
k.tsuho-soudan@section.metro.tokyo.jp 	
ホームページリンク	
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/consulting/window/no_sexual_violence.html	
とうきょうときょういくいいんかい じどう せいとせいぼうりょくぼうし けんさく 「東京都教育委員会」 「児童・生徒性暴力防止」で検索するか、 みぎ キュアール けんさく 右のQRコードで検索してください。	

料
金
受
取
人
払
郵
便

新宿局承認
158

差出有効期間 2
024年3月 31
日まで
(切手不要)

163-8001

434

とうきょうとしんじゅくにしんじゅく
東京都新宿区西新宿2-8-1

じどう せいと きょうしゅくいんとう せいぼうりょく まも
児童・生徒を教職員等による性暴力から守る

だいさんしゃそうだんまどぐち
ための第三者相談窓口 行

でんわ いがい ほうほう そうだん
**電話やメール以外の方法で相談したければ、この
 てがみ つか そうだん
 手紙を使って相談することもできます。**

相談シート 中学校用

東京都教育委員会 練馬区教育委員会

生徒のみなさんが性暴力やセクハラ被害を受けることはあってはならないことです。性暴力は身体に対する暴力に限られませんし、親しい人からされる場合もあります。学校生活の中で大人からされて怖かったり、嫌だったりして、困っていて、相談したいことがあったらこのシートに書いて、郵便で送ることもできます。

< どんなことをされて困っていますか。当てはまる番号を○で囲んでください。 >

- 1 体をさわられた。 2 着がえているところやトイレをのぞかれた。
3 個人的なやり取りのため、連絡先の交換を求められた。
4 用事もないのに自分一人だけ密室になるような場所に呼び出される。
5 食事や自宅にしつこく誘われる。 6 恋愛対象として見ていると伝えられた。
7 その他 ()

< 誰からされましたか。当てはまる番号を○で囲んでください。 >

- 1 知らない人 2 学校の先生 (先生)
3 それ以外の人 ()

< いつ、ありましたか。当てはまる番号を○で囲んでください。 >

- 1 授業中 2 休み時間や放課後 3 プールや体育の着替えの時間
4 部活動中 5 土・日曜日等の休日
6 それ以外 (どんな場面?)

もし性暴力の被害にあっても、あなたは決して悪くありません。ひとりで抱え込まないで、信頼できる大人に助けを求めましょう。



区市町村名

Blank box for district/city/village name

学校名

Blank box for school name

(例 練馬区)

年 組 名前

Blank box for year/group/first name

名前は書きたくなくても匿名での提出も可能です。

の り し ろ

の り し ろ

うちがわ内側に折る

うちがわ内側に折る

がっこうせいかつ なか こま 学校生活の中で困ったことがあったら、
しんらい おとな 信頼できる大人

ようごきょうゆ など そうだん (養護教諭、スクールカウンセラー等)にも相談できます。

じぶん し ひと そうだん もし自分の知っている人に相談したくないときは、以下の

そうだんさき そうだん 相談先に相談できます。

じどう せいと きょうしゅくいんとう せいぼうりょく まも
児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための
だいさんしゃそうだんまどぐち
第三者相談窓口

でんわばんごう 電話番号	うけつけじかん 受付時間
070-3163-9003 (女性弁護士)	げつ か もくようび ごご じ まで 月、火、木曜日：午後3時から6時まで どようび ごぜん じ しょうご 土曜日：午前9時から正午まで かくようび だんせい じょせい 各曜日で男性・女性どちらかの べんごし たいおう 弁護士が対応します。
080-9418-8245 (男性弁護士)	どうばんべんごし か き 当番弁護士は下記の ホームページで ごかくにん 御確認できます。
メールアドレス	
k.tsuho-soudan@section.metro.tokyo.jp	
ホームページリンク	
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/consulting/window/no_sexual_violence.html	
とうきょうときょういくいいんかい じどう せいとせいぼうりょくぼうし けんさく 「東京都教育委員会」「児童・生徒性暴力防止」で検索するか、 みぎ キューアール けんさく 右のQRコードで検索してください。	

料金受取人払郵便



差出有効期間
2024年3月
31日まで
(切手不要)

163-8001

434

とうきょうとしんじゅくにしんじゅく
東京都新宿区西新宿2-8-1

じどう せいと きょうしゅくいんとう せいぼうりょく まも
児童・生徒を教職員等による性暴力から守る

だいさんしゃそうだんまどぐち
ための第三者相談窓口 行

でんわ いがい ほうほう そうだん
電話やメール以外の方法で相談したいときは、この
てがみ つか そうだん
手紙を使って相談することもできます。

令和4年度 教職員による児童生徒性暴力等の防止に関する研修会について

- 1 目的
教職員による児童生徒性暴力等を起こさないために、法的視点から、定義や未然防止策、疑わしい事案が発生したときの基本的な対応等について理解する。
- 2 日時
令和4年12月8日(木)午後14時30分から午後15時45分まで
- 3 対象者
管理職および参加を希望する教員(悉皆)
- 4 講師
特定非営利活動法人性暴力救援センター・東京
理事長 平川 和子 先生
- 5 研修内容
 - (1) 題目 「教職員による児童生徒性暴力等の防止について」
 - (2) 内容
性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業について
「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」について
子どもの性暴力被害の実態とその後の人生への影響
初期対応と未然防止
 - (3) 質疑応答

教職員による児童生徒性暴力等を起こさないために

令和4年12月8日
教育指導課

1 児童生徒性暴力等の定義

(「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」を基に作成)

児童生徒等に性交等を行うこと又は児童生徒等をして性交等をさせること。

児童生徒等にわいせつな行為を行うこと又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪に当たる行為を行うこと。

児童生徒等に次に掲げる行為であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを行うこと又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること。

イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること。

ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行うこと。

2 性暴力等を防止するための取組

教職員への啓発

1 研修の実施

5月を「性暴力等防止強化月間」と位置付け、全ての教職員対象に性暴力等に特化した研修を実施する。

【必須内容】

- ・定義および処分の確認
- ・セルフチェックシートの実施

【学校の実情に応じて】

- ・事例検討
- ・外部講師の講義 等

2 SNS等に関するルールの徹底

次のルールを全ての教職員で共通理解する。

- ・SNS等による児童生徒等との私的なやり取りの禁止

業務上やむを得ず必要となる場合は、管理職および保護者の許可を得て行う。

- ・私物のスマホやカメラ等の教室への持ち込みおよび教育活動への利用の禁止

学校情報セキュリティ対策ハンドブックに準ずる。

3 報告の徹底

教職員による児童生徒性暴力等を把握した教職員は、確実に管理職に報告する。

児童生徒への啓発

1 生命(いのち)の安全教育の推進

以下の取組例を参考に、学校の実情に応じて、取組を推進する。

- ・学級活動等において、文部科学省作成の教材等を用いて、幼児期、低・中学年、高学年および中学校の各段階において、1単位時間以上実施する。(令和5年度から全校実施。実施方法は新年度に改めて通知予定。)
- ・セーフティ教室および情報モラル講習会において「性被害防止」に関する内容を取り扱う。
- ・定期健康診断の際の保健指導や水泳指導および移動教室等の事前指導の際、「性被害防止」に関する内容を取り扱う。

2 SNS等による教職員等との私的なやり取りの禁止

全ての児童生徒に周知徹底する。

3 相談窓口の周知

校内相談窓口、相談の仕方等を学校ホームページ、お便り等で児童生徒に周知する。また教職員においては、誰が児童生徒の相談を受けても対応できるよう、裏面「基本的な対応の流れ」の内容を共通理解しておく。

環境づくり

4月の春季休業中に、以下のことを全教職員で確認し、必要に応じて改善を図る。

- ・空き教室や特別教室等をはじめ、死角となってしまう場所を共有する。
- ・空き教室や特別教室は、使用しないときは施錠し、使用した鍵は必ず所定の場所に戻す。
- ・同性異性を問わず、教職員が密室で、1対1の個別指導を行うことを原則禁止する。

保護者への働きかけ

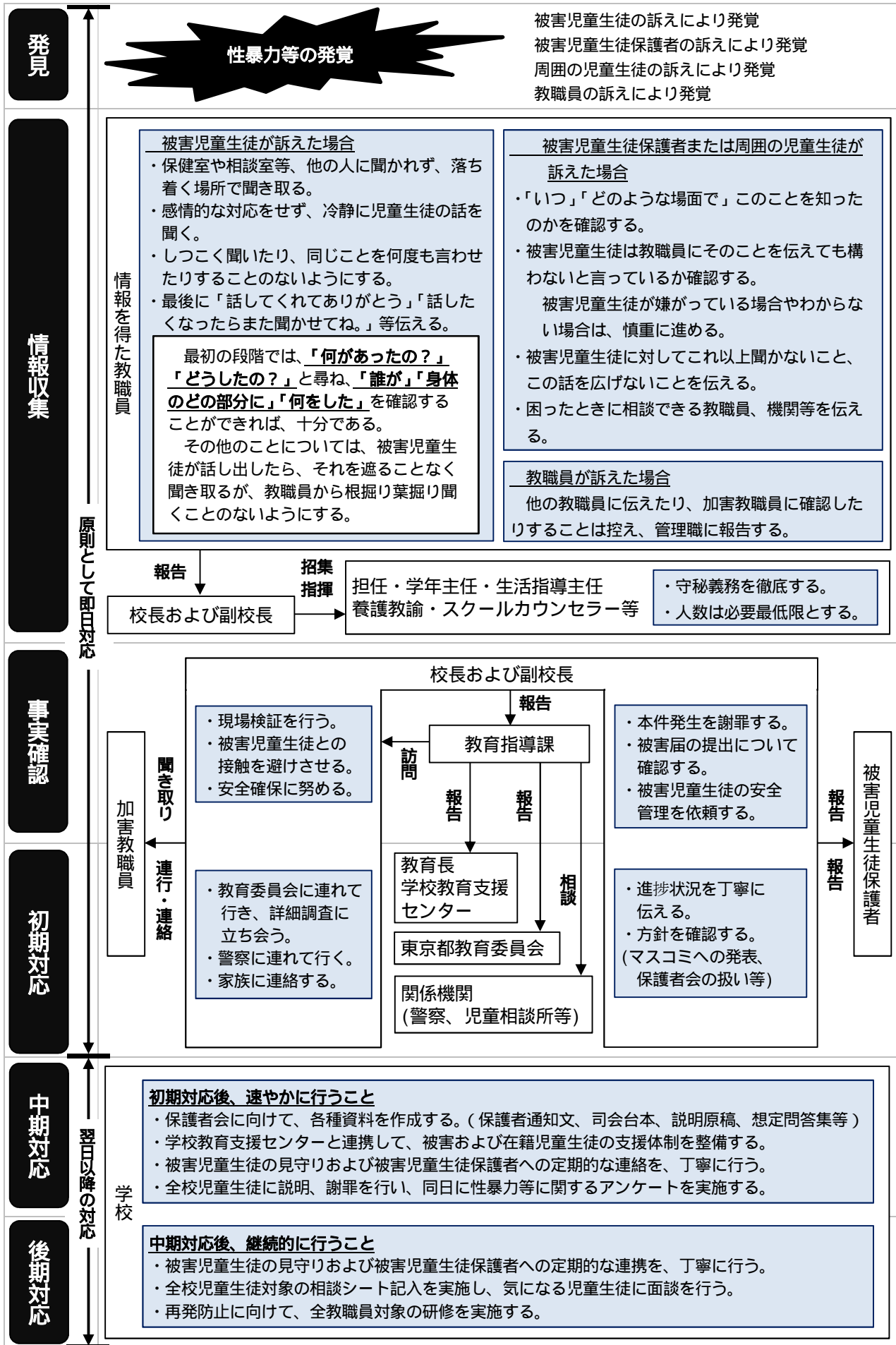
1 日頃からの信頼関係の構築

保護者が些細なことも教職員に相談できるよう日常の教育活動、各種便り、タブレットや連絡帳等によるメッセージ、電話連絡等を通して、信頼関係を構築しておく。

2 相談窓口の周知

校内相談窓口、相談の仕方等を学校ホームページ、お便り等で保護者に周知する。

3 基本的な対応の流れ



教職員による児童生徒性暴力等を起こさないために

令和5年1月12日
教育指導課

1 児童生徒性暴力等の定義

(「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」を基に作成)

児童生徒等に性交等を行うこと又は児童生徒等をして性交等をさせること。

児童生徒等にわいせつな行為を行うこと又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪に当たる行為を行うこと。

児童生徒等に次に掲げる行為であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを行うこと又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること。

イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること。

ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行うこと。

2 性暴力等を防止するための取組

教職員への啓発

1 研修の実施

5月を「性暴力等防止強化月間」と位置付け、全ての教職員対象に性暴力等に特化した研修を実施する。

【必須内容】

- ・定義および処分の確認
- ・セルフチェックシートの実施

【学校の実情に応じて】

- ・事例検討
- ・外部講師の講義 等

2 SNS等に関するルールの徹底

次のルールを全ての教職員で共通理解する。

- ・SNS等による児童生徒等との私的なやり取りの禁止

業務上やむを得ず必要となる場合は、管理職および保護者の許可を得て行う。

- ・私物のスマートフォンやカメラ等の教室への持ち込みおよび教育活動への利用の禁止

学校情報セキュリティ対策ハンドブックに準ずる。

3 報告の徹底

教職員による児童生徒性暴力等を把握した教職員は、速やかに管理職に報告する。

児童生徒への啓発

1 生命(いのち)の安全教育の推進

5月の「性暴力等防止強化月間」において、以下の取組を行う。

- ・全学級で1単位時間以上実施する。
- ・特別活動 学級活動(2)として実施する。
- ・教育課程に位置付ける。
- ・文部科学省教材を活用する。

その他、学校の実情に応じて、以下を参考に「性被害防止」に関する取組を推進する。

- ・セーフティ教室および情報モラル講習会において「性被害防止」に関する内容を取り扱う。
- ・定期健康診断の際の保健指導や水泳指導および移動教室等の事前指導の際、「性被害防止」に関する内容を取り扱う。

2 SNS等による教職員等との私的なやり取りの禁止

全ての児童生徒に周知徹底する。

3 相談窓口の周知

校内相談窓口、相談の仕方等を学校ホームページ、お便り等で児童生徒に周知する。また教職員においては、誰が児童生徒の相談を受けても対応できるよう、裏面「基本的な対応の流れ」の内容を共通理解しておく。

環境づくり

4月の春季休業中に、以下のことを全教職員で確認し、必要に応じて改善を図る。

- ・空き教室や特別教室等をはじめ、死角となってしまう場所を共有する。
- ・空き教室や特別教室は、使用しないときは施錠し、使用した鍵は必ず所定の場所に戻す。
- ・同性異性を問わず、教職員が密室で、1対1の個別指導を行うことを原則禁止する。

保護者への働きかけ

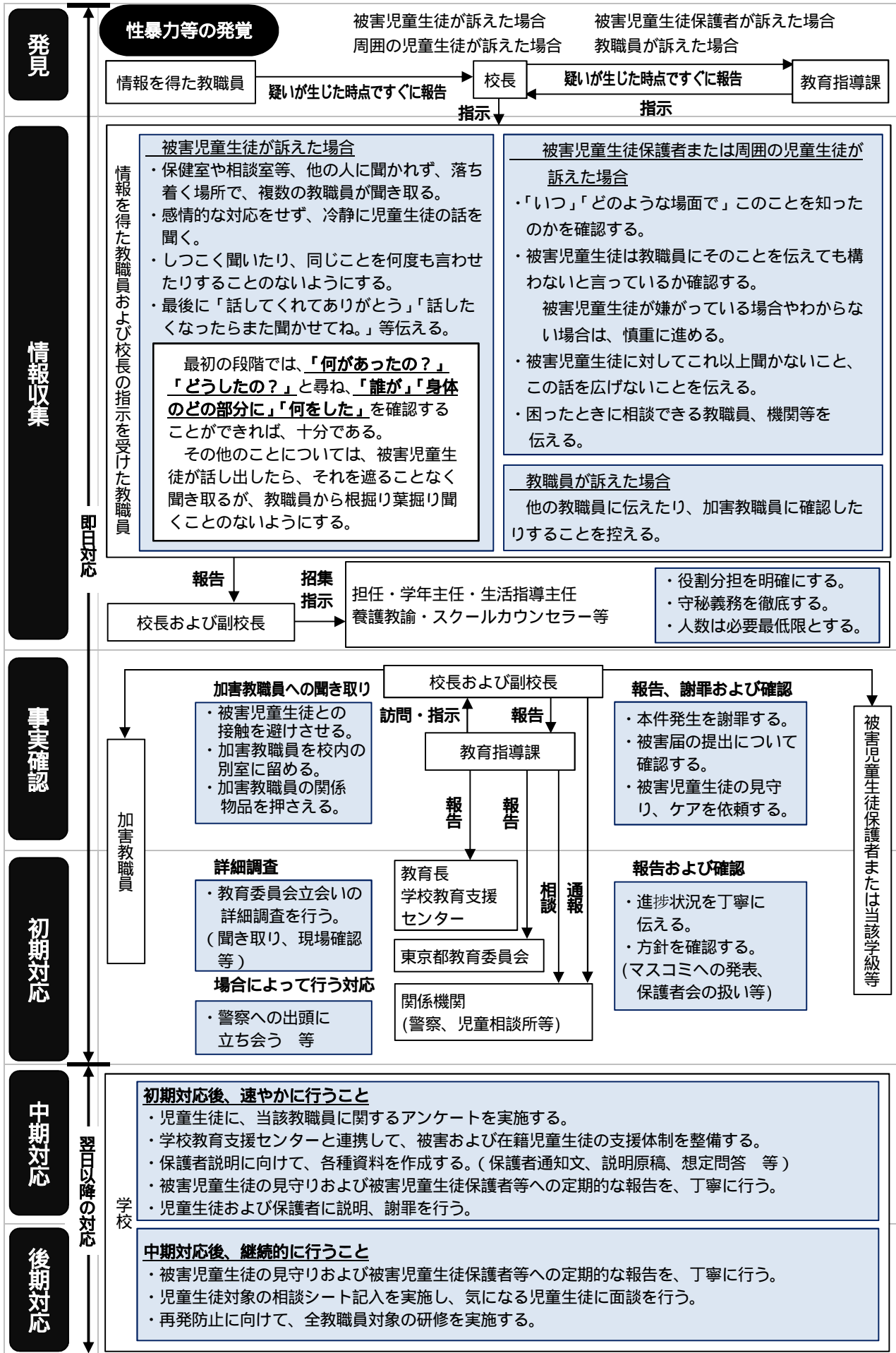
1 日頃からの信頼関係の構築

保護者が些細なことも教職員に相談できるよう日常の教育活動、各種便り、タブレットや連絡帳等によるメッセージ、電話連絡等を通して、信頼関係を構築しておく。

2 相談窓口の周知

校内相談窓口、相談の仕方等を学校ホームページ、お便り等で保護者に周知する。

3 基本的な対応の流れ



5 練教教指第 382 号
令和 5 年 4 月 26 日

練馬区立幼稚園長様
練馬区立小学校長様
練馬区立中学校長様
練馬区立小中一貫教育校長様

練馬区教育委員会事務局 教育振興部
教育指導課長 山本 浩司
(公印省略)

令和 5 年度「性暴力等防止強化月間」の取組について

練馬区教育委員会では、5 月を「性暴力等防止強化月間」と位置付け、練馬区の子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう、全ての教職員に対して性暴力等の根絶に向けた研修を実施するようお願いしています。

つきましては、下記のとおり各校において研修を実施し、研修実施後に報告書の提出をお願いします。

なお、今年度は東京都教育委員会が 7 月に同テーマの研修の実施を予定していることを踏まえ、本区での研修を下記「2 内容」のとおりにしました。ご了承ください。

記

1 対象

正規教職員、再任用教職員、臨時的任用教職員

会計年度任用職員、部活動外部指導員等につきましては、「2 内容」の(1)(2)の実施をお願いします。

2 内容

(1) 定義および処分の確認

別紙 1「教職員の主な非行標準的な処分量定 性的行為、セクシュアル・ハラスメント等抜粋」を教職員に配付し、児童生徒性暴力等の定義および性暴力等をした教職員の処分を確認するよう指示する。

(2) セルフチェックシートの実施

別添資料 1「サービス事故防止のためのチェックシート」を職層に応じて全教職員に配付し、記入内容を管理職が確認する。

(3) 生命(いのち)の安全教育の実施

以下に従って、全学級で授業を実施する。

	別添資料 2「指導の手引き」関係ページ	使用教材
幼児期	P. 5 ~ P. 7	別添資料 3「幼児期」
小学校 低・中学年	P. 8 ~ P. 10	別添資料 4「小学校(低・中)」
小学校 高学年	P. 11 ~ P. 13	別添資料 5「小学校(高)」
中学校	P. 14 ~ P. 17	別添資料 6「中学校」

教科・領域の位置付けは「特別活動 学級活動(2)」とする。

(4) その他、学校の実情に応じた取組

3 研修実施期限

令和5年6月16日(金)

4 報告書の提出

(1) 提出書類

別紙2「研修報告書」

(2) 提出期限および提出方法

研修実施後1週間以内に、c4th個人連絡にて学校担当指導主事宛て

【担当】

統括指導主事	小倉 哲治
指導主事	四ツ目理恵
指導主事	市川 朋基
指導主事	石村謙太郎
電 話	5984 - 5759

令和5年度 服務事故防止のためのチェックシート
管理職用

17

職名		氏名		令和5年	月	日現在
----	--	----	--	------	---	-----

チェックリスト あてはまる場合は、あてはまらない場合は×をチェック欄に付けてください

	点 検 項 目	チエック
	児童・生徒への個別指導は、複数で対応することについて教職員に指導している。	
	やむを得ず一人対一人で児童・生徒を指導するときは、ドアを閉め、密室の状態で行うなど、他の生徒に話が聞こえないよう配慮することについて教職員に指導している。	
	安全を確保するなど、指導上やむを得ない場合を除き、児童・生徒の体に触れたりしてはならないことについて教職員に指導している。	
	児童・生徒と個人的にSNSのIDやメールアドレス、電話番号等を交換し、連絡等を行ってはならないことについて教職員に指導している。	
	休日等に、学校外で児童・生徒と個人的に会ってはならないことについて教職員に指導している。	
	児童・生徒に対して良かれと思って行った言動が、相手を不快にさせる場合があることについて教職員に指導している。	
	教員と児童・生徒は、指導する側と指導される側という関係にあるため、児童・生徒は教員からの誘いを拒みにくいことを理解するよう教職員に指導している。	
	セクシュアル・ハラスメントとは、相手が嫌がったり不快に感じるだけでなく、周りの者が不快に感じる場合にも該当することについて教職員に指導している。	
	児童・生徒と恋愛関係になったり、性的な関係をもったりすることがないように教職員に指導している。	
	性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の行為を行ったのではないかと疑われる教職員がいる場合、管理職が確認をするので、しばらく様子を見るよう教職員に指導している。	
	児童・生徒に対する性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の行為は、児童・生徒の心身を深く傷つける決して許されない行為であることについて、教職員に指導している。	
	児童生徒に対する性暴力は、法律や条例違反等に該当し、教員免許状の失効等により二度と教壇に立てなくなる等重大な非違行為であることを教職員に周知している。	

	児童・生徒に対して性暴力を行っている教職員がいても、保護者が警察に言わないでほしいといった場合には、警察に通報してはならない。	
	教職員による児童・生徒に対する性暴力等の犯罪があった際に、警察に告発を行う場合は、管理職が告発状を作成する必要がある。	
	教職員や保護者に、性暴力等に関する相談をできない児童・生徒のために、東京都では「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」が設置されており、そのアクセス方法も知っている。	
	「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」は、児童・生徒のためのものなので、教職員が相談することはできない。	
	体罰は学校教育法において禁止されている違法行為であり、地方公務員法に定める信用失墜行為にも該当するなど、関係法令について教職員に指導している。	
	自己申告の面接時及び服務事故防止月間における面接時等に話題にするなど、教職員の体罰についての考え方を確認し、指導している。	
	日頃から、校内巡視等を行うなど、児童・生徒と教職員の関係、指導の様子等の把握に努めており、服務事故につながる恐れのある状況を把握した場合には、当該教職員を適切に指導している。	
	指導方法の工夫・改善や児童・生徒の実態に応じて分かりやすく伝える力の向上が図れるよう、教職員に指導している。	
	学校公開、学校評価等の機会やホームページを活用して、保護者や地域に体罰根絶について意思表示を行うとともに、体罰根絶に向けた取組について評価を受ける機会を設けている。	

あなたの学校において、性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の未然防止及び根絶に向けて、教職員に対してどのような機会にどのような方法で周知を行っていますか。

体罰及び不適切な指導の未然防止及び根絶に向けて、教職員に対してどのような機会にどのような方法で周知を行っていますか。

令和5年度 服務事故防止のためのチェックシート
教育系職員(外部指導員等も含む)用

18

職名		氏名		令和5年	月	日現在
----	--	----	--	------	---	-----

チェックリスト あてはまる場合は、あてはまらない場合は×をチェック欄に付けてください

点検項目	チェック
児童・生徒への個別指導は、複数で対応している。	
やむを得ず、一人対一人で児童・生徒を指導するときは、ドアを開けておくなど、密室とならないよう配慮している。	
スキンシップのつもりで、児童・生徒の体に触れたことがある。	
児童・生徒が集まって性的な冗談を言って盛り上がっている場ならば、自分も参加して一緒に性的な冗談を言うことは問題ない。	
児童・生徒と個人的にSNSのIDやメールアドレス、電話番号等を交換し、連絡等を行っていない。	
休日等に、学校外で特定の児童・生徒と個人的に会ったことがある。	
体育の授業や部活動等において、指導のためならば、女子児童・生徒の月経に対する心情に配慮しない発言をしても問題ない。	
児童・生徒に対して良かれと思って行った言動が、相手を不快にさせる場合があることを理解している。	
教員と児童・生徒は、指導する側と指導される側という関係にあるため、児童・生徒は教員からの誘いを拒みにくいことを理解している。	
自分に性的な意図がなく、児童・生徒がはっきりと拒否の意志を示していなければ、児童・生徒を膝の上に乗せたり、部活動中にマッサージを行う等の身体接触をする行為は問題ない。	
セクシュアル・ハラスメントとは、相手が嫌がったり不快に感じるだけでなく、周りの者が不快に感じる場合にも該当することを理解している。	
これまでに児童・生徒と交際関係になったり、性的な関係をもったりしたことがある。	
性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の行為を行ったのではないかと疑われる教職員がいる場合、速やかに管理職に相談したり報告したりすることについて理解している。	
児童・生徒に対する性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の行為の、児童・生徒の心身を深く傷つける行為を行ったことはない。	
児童・生徒に対する性暴力は、法律や条例違反等に該当し、教員免許状の失効等により二度と教壇に立てなくなる等重大な非違行為であることを理解している。	
教職員が性暴力を行っていることが確認できても、保護者が警察に言わないでほしいといった場合には、警察に通報してはならない。	

教職員や保護者に、性暴力等に関する相談をできない児童・生徒のために、東京都では「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」が設置されており、そのアクセス方法も知っている。	
「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」は、児童・生徒のためのものなので、教職員が相談することはできない。	
体罰は学校教育法において禁止されている違法行為であり、地方公務員法に定める信用失墜行為にも該当することを理解している。	
指導のためならば、児童・生徒の身体・能力・性格・風貌等を否定する等、人権に配慮しない発言をしても問題はない。	
児童・生徒やその保護者と信頼関係が構築できていても、体罰を行ってはならない。	
日頃から、児童・生徒理解に努め、感情的にならないように、指導の工夫・改善を図っている。	
家庭環境に課題がある児童・生徒が起こした問題行動への指導の際、特定の教員に任せるのではなく、教職員間で共通認識をもって組織的に対応している。	

あなたの学校において、性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の根絶に向けて、どのような課題があると思いますか。また、その課題の解決に向けて、どのような工夫や対処が必要だと思いますか。

あなたの学校において、体罰及び不適切な指導の根絶に向けて、どのような課題があると思いますか。また、あなた自身、どのように行動等を工夫して対処していますか。

主幹教諭については、別途主幹教諭用チェックリストにも回答する。

相談シート 小学校用

東京都教育委員会 練馬区教育委員会

これは、みなさんが楽しく学校生活をおくれるようにするための相談シートです。
学校生活の中で大人からされておかしいな、モヤモヤするな、イヤだなと思って、話したいことは、このシートに書いてゆうびんで送ったり、インターネットで回答したりできます。

<だれのことを話したいですか？>

- 1 自分(じぶん)のこと 2 お友だち(とも)のこと(年(ねん)組(くみ)さん)

<どんなことですか？>

- 1 体(からだ)をさわられた。 2 着(き)がえているところやトイレをのぞかれた。
3 たたかれたり、けられたりした。 4 くりかえしきずつく言葉(ことば)を言(い)われた。
5 つくえをけられるなどのこわいことをされた。
6 それ以外(いがい) (どんなこと?)

<だれからされましたか？>

- 1 知らない人(しらないひと) 2 学校(がっこう)の先生(せんせい) (先生(せんせい))
3 それ以外(いがい)の人(ひと) (どんな人?)

<いつのことですか？>

- 1 授業(じゆぎょう)中(ちゆう) 2 休み時間(やすひじかん)や放課後(ほうかご) 3 プールや体育(たいいく)の着がえ(き)の時間(じかん)
4 それ以外(いがい) (どんな場面(ばめん)?)

大人(おとな)からされておかしいな、モヤモヤするな、イヤだなと思うこと(おも)のれい

- ・学校(がっこう)で、体(からだ)をさわられる。
・トイレに行くとき、体育着(たいいくぎ)や水着(みずぎ)に着(き)がえるときにのぞかれる。
・用(よう)じもないのに、二人きり(ふたり)になろうとする。 など



区市町村名

学校名

(例 練馬区)

年(ねん) 組(くみ) 名前(なまえ)

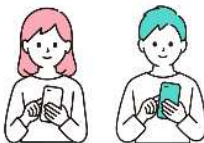

名前は書きたくなくても書かなくてもだいじょうぶです。

うちがわに
おる

うちがわに
おる

がっこうせいかつ なか
 学校生活の中でおかしいな、モヤモヤするな、イヤだな
 おも
 と思うことがあったら、「なやみごと相談員」の先生や、
 いろいろな人にお話しできます。もし知っている人に話
 したくないときは、こちらの相談先に話すことができます
 す。

じどう せいと きょうしゅくいんとう せいぼうりよく まも
 児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための
 だいさんしゃそうだんまどぐち
 第三者相談窓口

でんわ 相談 受け付け じかん 電話相談受付時間	
げつ か もくようび ごご じ し 月、火、木曜日：午後3時から6時まで どようび ごぜん じ しょうご 土曜日：午前9時から正午まで	
かくようび だんせい じょせい べんごし たいあう 各曜日で男性・女性どちらかの弁護士が対応します。 とうばんべんごし か き ごかくにん 当番弁護士は下記のホームページで御確認できます。 とうきょうとくとうきょういんかい じどう せいとせいぼうりよくぼうし けんさく 「東京都教育委員会」「児童・生徒性暴力防止」で検索するか みぎ キューアール けんさく 右のQRコードで検索してください。	
メールアドレス	
k.tsuho-soudan@section.metro.tokyo.jp 	
相談シートはインターネットでも回答できます。	
みぎ キューアール けんさく 右のQRコードで検索してください。	

料金受取人払郵便
 新宿局承認
 158
 差出有効期間 2
 024年3月 31
 日まで
 (切手不要)

163 - 8001
 434

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅく
 東京都新宿区西新宿2 - 8 - 1

じどう せいと きょうしゅくいんとう せいぼうりよく まも
 児童・生徒を教職員等による性暴力から守る
 だいさんしゃそうだんまどぐち
 ための第三者相談窓口 行

でんわ いがい ほうほう そうだん
 電話やメール以外の方法で相談したければ、この
 てがみ つか そうだん
 手紙を使って相談することもできます。

相談シート 中学校用

東京都教育委員会 練馬区教育委員会

生徒のみなさんが性暴力やセクハラ被害を受けることはあってはならないことです。性暴力は、身体に対する暴力に限られませんし、親しい人からされる場合もあります。学校生活の中で大人からされておかしいな、モヤモヤするな、イヤだなと思って、話したいことがあったらこのシートに書いて、送ることもできます。

< 誰のことを話したいですか。 >

- 1 自分のこと 2 友達のこと (年 組 さん)

< どんなことですか。当てはまる番号を○で囲んでください。 >

- 1 体をさわられた。 2 着がえているところやトイレをのぞかれた。
3 個人的なやり取りのため、連絡先の交換を求められた。
4 用事もないのに自分一人だけ密室になるような場所に呼び出された。
5 食事や自宅にしつこく誘われた。 6 恋愛対象として見ていると伝えられた。
7 叩かれたり、蹴られたり、突き飛ばされたりした。 8 傷つく言葉を言われた。
9 机を蹴られるなど恐怖感を与えられた。
10 それ以外 ()

誰からされましたか。当てはまる番号を○で囲んでください。 >

- 1 知らない人 2 学校の先生 (先生)
3 それ以外の人 ()

< いつ、ありましたか。当てはまる番号を○で囲んでください。 >

- 1 授業中 2 休み時間や放課後 3 プールや体育の着替えの時間
4 部活動中 5 土・日曜日等の休日
6 それ以外 (どんな場面?)

ひとりで抱え込まないで、

信頼できる大人に話してみましょ。う

あなたは決して悪くありません。



区市町村名

Blank box for district/city/village name

学校名

Blank box for school name

(例 練馬区)

Blank boxes for year, group, and name

名前は書きたくなければ匿名での提出も可能です。

の り し ろ

の り し ろ

内側に折る

内側に折る

がっこうせいかつ なか こま しんらい おとな
学校生活の中で困ったことがあったら、信頼できる大人

ようごきょうゆ など そうだん
(養護教諭、スクールカウンセラー等)にも相談できます。

じぶん し ひと そうだん い か
もし自分の知っている人に相談したくないときは、以下の

そうだんさき そうだん
相談先に相談できます

じどう せいと きょうしゅくいんどう せいぼうりょく まも
児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための

だいさんしゃそうだんまどぐち
第三者相談窓口

でんわそうだんうけつけじかん
電話相談受付時間

げつ ひ もくようび こご し じ
月、火、木曜日：午後3時から6時まで

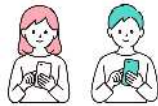
どようび こぜん し しやうご
土曜日：午前9時から正午まで

かくようび だんせい じょせい べんごし たいあう
各曜日で男性・女性どちらかの弁護士が対応します。

とうばんべんごし
当番弁護士は下記のホームページで御確認できます。

とうきやうとくきやういくいいんかい じどう せいとせいぼうりょくぼうし けんさく
「東京都教育委員会」「児童・生徒性暴力防止」で検索するか

みぎ
右のQRコードで検索してください。



メールアドレス

k.tsuho-soudan@section.metro.tokyo.jp



この相談シートはインターネットでも回答できます。

みぎ
右のQRコードで検索してください。



料金受取人払郵便

新宿区承認

158

差出有効期間 2

024年3月 31

日まで

(切手不要)

163 - 8001

434

とうきやうとしんじゅくくにしんじゅく

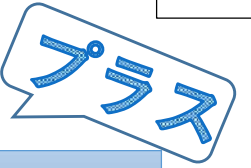
東京都新宿区西新宿2 - 8 - 1

じどう せいと きょうしゅくいんどう せいぼうりょく まも
児童・生徒を教職員等による性暴力から守る

だいさんしゃそうだんまどぐち
ための第三者相談窓口 行

でんわ いがい ほうほう そうだん
電話やメール以外の方法で相談したいときは、この
てがみ つか そうだん
手紙を使って相談することもできます。

児童生徒性暴力等防止の「3ない運動」



さわらない

児童・生徒に対して、指導に
不必要な身体接触は行いません。

送らない

児童・生徒に対して、個人的な
メール・SNS等の送信はしません。

二人きりに
ならない

児童・生徒と閉鎖的な状況で
指導・対応を行いません。



児童・生徒と教職員との**交際関係**は成立しません。

教育職員等による児童生徒性暴力等の
防止等に関する法律
(令和4年4月1日施行)

学校名

おかしいな、モヤモヤするな、 イヤだなと思ったら

さわられる



のぞかれる...



ふたり
二人きりになろうとする...



おうちの人、先生、 まわりの大人おとなに教えおしてね

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口(そうだんまどぐち)
 でんわ070-3163-9003, 080-9418-8245
 月・火・木 午後(ごご)3時~6時、土 午前(ごぜん)9時~12時

おかしいな、モヤモヤするな、 イヤだなと思ったら

児童生徒性暴力等防止の「3ない運動」

プラス

さわらない

児童・生徒に対して、指導に
不必要な身体接触は行いません。

送らない

児童・生徒に対して、個人的な
メール・SNS等の送信はしません。

二人きりに
ならない

児童・生徒と閉鎖的な状況で
指導・対応を行いません。

児童・生徒と教職員との**交際関係**は成立しません。

教職員は
これらの行為が
禁止されています

※教育職員等による児童生徒性暴力等の
防止等に関する法律
(令和4年4月1日施行)

学校名

信頼できる大人に、まずは知らせて

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口

電話 070-3163-9003, 080-9418-8245

月・火・木 午後3時~6時、土 午前9時~正午

心と体のアンケート

令和5年9月13日

()年()組 名前_____

先生たちは、みなさんの心や体の状態を知って、つらい思いをしている人がいたら、力になりたいと考えています。今の様子について、あてはまるものに、をつけてください。

		はい	少し	いいえ
1	眠れないことがある (寝付きが悪い、夜中に目が覚める)			
2	いやな夢やこわい夢をみる			
3	気持ちが落ち着かない			
4	自分を責めてしまうことがある			
5	急に泣きたくなくなることがある			
6	頭やおなかのいたかったり、体の調子が悪かったりする			
7	むしゃくしゃしたり、いらいらしたり、かっとなったりする			
8	小さな音でもびっくりする			
9	食欲がない			
10	なんとなく不安だ (勉強や部活に集中できない)			
11	誰とも話す気になれない			
12	思い出したくないのに、嫌なことを思い出す			

今の気持ちや相談したいことがあれば書いてください。どんなことでもいいです。

先生やスクールカウンセラー、相談員に相談したいことがある人は番号に○をつけてください。

- 1 すぐに相談したいことがある。
- 2 すぐにではないが、一度相談したい。
- 3 相談したいことはない。

相談シート 中学校用

の
り
し
ろ

の
り
し
ろ

生徒のみなさんが性暴力やセクハラ被害を受けることはあってはならないことです。性暴力は、身体に対する暴力に限られませんし、親しい人からされる場合もあります。学校生活の中で大人からされておかしいな、モヤモヤするな、イヤだなと思って、話したいことがあったらこのシートに書いて、送ることもできます。

<誰のことを話したいですか。>

- 1 自分のこと 2 友達のこと (年 組 さん)

<どんなことですか。当てはまる番号を○で囲んでください。>


- 1 体をさわられた。 2 着がえているところやトイレをのぞかれた。
3 個人的なやり取りのため、連絡先の交換を求められた。
4 用事もないのに自分一人だけ密室になるような場所に呼び出される。
5 食事や自宅にしつこく誘われる。 6 恋愛対象として見ていると伝えられた。
7 叩かれたり、蹴られたり、突き飛ばされたりした。 8 傷つく言葉を言われた。
9 机を蹴られるなど恐怖感を与えられた。
10 それ以外 ()

<誰からされましたか。当てはまる番号を○で囲んでください。>

- 1 知らない人 2 学校の先生 (先生)
3 それ以外の人 ()

<いつ、ありましたか。当てはまる番号を○で囲んでください。>

- 1 授業中 2 休み時間や放課後 3 プールや体育の着替えの時間
4 部活動中 5 土・日曜日等の休日
6 それ以外 (どんな場面?)

ひとりで抱え込まないで、
信頼できる大人に話してみましょ。 
あなたは決して悪くありません。

練馬区立三原台中学校

年 組 名前

名前は書きたくなければ匿名での提出も可能です。

内側に
折る

内側に
折る

学校生活の中で困ったことがあったら、信頼できる大人（養護教諭、スクールカウンセラー等）にも相談できます。もし自分の知っている人に相談したくないときは、以下の相談先に相談できます。

相談したいことがある人は、保健室前にあるポストに投函してください。

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための 第三者相談窓口

電話相談受付時間

月、火、木曜日：午後3時から6時まで

土曜日：午前9時から正午まで



各曜日で男性・女性どちらかの弁護士が対応します。

当番弁護士は下記のホームページで御確認できます。

「東京都教育委員会」「児童・生徒性暴力防止」で検索するか、右のQRコードで検索してください。



メールアドレス

k.tsuho-soudan@section.metro.tokyo.jp



この相談シートはインターネットでも回答できます。

右のQRコードで検索してください。



練馬区教育委員会 教育指導課 行

「ねりまホッとアプリ+」で相談することもできます。



Web 版



LINE 版

令和 5 年 9 月 22 日
教育振興部教育指導課

児童生徒への性暴力の根絶に向けた今後の学校の取組

- 1 教職員へ本件の発生について、資料 1 を配付し、説明する。
- 2 すでに練馬区で取り組んでいる資料 3 の基本的事項を再確認し、徹底を図る。
 - (1) SNS 等による児童生徒等との私的なやり取りの禁止
業務上やむを得ず必要となる場合は、管理職および保護者の許可を得て行う。
 - (2) 私物のスマートフォンやカメラ等の教室への持ち込みおよび教育活動への利用の禁止
 - (3) 空き教室や特別教室、教科準備室等、死角となりそうな場所を一覧表にして共有する。
 - (4) 死角となりそうな場所を使用しないときは施錠し、使用した鍵は必ず所定の場所に戻す。
 - (5) 同性異性を問わず、教職員が密室で、1対1の個別指導を行うことを原則禁止する。
どうしても必要な場合は、事前に管理職の許可を得た上で行う。
- 3 令和 5 年度の自校の取組を確認し、不十分な点があれば、速やかに実施する。
令和 5 年度 5 月「性暴力等防止強化月間」(令和 5 年 4 月 26 日付け 5 練教教指第 382 号)
 - (1)【児童・生徒向け】「生命の安全教育実施」
「特別活動 学級活動(2)」において、全学級で 1 単位時間以上実施する。
 - (2)【教職員向け】「性暴力の定義および処分の確認」
 - (3)【教職員向け】「教員チェックシートの実施」
 令和 5 年 7 月～8 月「サービス事故防止月間」(児童生徒性暴力等の防止)(令和 5 年 7 月 10 日付け 5 練教教指第 1326 号)
 - (1)【教職員向け】校内研修の実施 「児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」
 - (2)【教職員向け】セルフチェック
 - (3)【教職員向け】校長による面談
 - (4)【児童・生徒向け】全校朝会等における校長講話
 - (5)【児童・生徒向け】「相談シート」等の配布
 - (6)【教職員向け】【児童・生徒向け】ポスターの掲出
教職員向けポスター「児童生徒性暴力等防止の『3ない運動』プラス」(資料 4 - 1)
児童・生徒向けポスター「まわりの大人に教えてね」(資料 4 - 2 または資料 4 - 3)
教職員向けポスターは、児童・生徒、保護者等が見やすい場所(職員室、職員室前廊下、玄関付近等)に必ず掲示する。
児童・生徒向けポスターは、廊下や教室のほか、児童・生徒が周囲を気にせずに、落ち着いて見られるトイレ等に掲示する。
ポスターはサービス事故防止月間終了後も掲示を続ける。
- 4 本件の発生を受けて、校長としての考えを別紙様式「児童生徒への性暴力の根絶に向けて」に記載し、10 月 6 日(金)までに提出する。

本取組 1 から 3 は、常勤の教職員(正規教職員、再任用教職員、臨時的任用教職員)を対象としますが、非常勤の教職員(会計年度任用職員、外部指導員等)につきましても、2 および 3「性暴力の定義および処分の確認」「セルフチェック」について機会を捉えて実施するようお願いいたします。

児童生徒への性暴力の根絶に向けて

練馬区立
校(園)長

学校・幼稚園

1 校(園)長として、今回の事件をどのように受け止めているか。

2 今回の事件が自校(園)の教職員および幼児・児童生徒へ与えた影響をどのようにとらえているか。

3 これまでも性暴力が発生しているが、何故こうした性暴力が後を絶たないと思うか。

4 これまでの自校(園)の取組は充分であったと思うか。不十分ならば、どのような取組が不足していたと思うか。

5 今後、区立学校(園)全体として取り組むべきことは何だと思うか。

6 今後、教育委員会に取り組んでもらいたいことは何か。

本紙「A4 1枚」を10月6日(金)までに、統括指導主事 小倉宛て C4 t hにてご提出下さい。

令和5年度 教職員による児童生徒性暴力等の防止に関する研修会について

- 1 目的
教職員による児童生徒性暴力等を起こさないために、法的視点から、定義や未然防止策、疑わしい事案が発生したときの基本的な対応等について理解する。
- 2 日時
令和5年12月7日(木)午前11時から正午まで
- 3 対象者
校長(悉皆)
- 4 講師
東京都教育庁人事部職員課職員
- 5 研修内容
 - (1) 題目「教職員による児童生徒性暴力等の根絶～同様の事故を繰り返さないために～」
 - (2) 内容
教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律について
性暴力被害者の心理について
性暴力を行う者への懲罰について
児童生徒性暴力等の防止に向けて
服務事故の未然防止と発生時の対応に向けて
 - (3) 質疑応答

じどうせいと きょうしよくいん せいぼうりよくとう まも
児童生徒を教職員による性暴力等から守るための
 ねりまくだいさんしゃそうだんまどぐち せっち
練馬区第三者相談窓口の設置について

ひつよう
**必要がないのに
 身体に**触られる

SNS でいやらしいメッセ
 ージや画像を送信される

からだ
**身体をしつこく
 ながめられる**

まぶ
着替えているところをのぞかれる

デートに
誘われる

せいてき
**性的なからかいや
 冗談を**言われる

かぞく そうだん
家族に相談してみよう

せんせい そうだん
先生に相談してみよう

がっこうせいかつ なか おとな
**学校生活の中で大人からされておかしいな、モヤモヤす
 るな、イヤだなと思ったときは誰かに相談してみよう**

ともだち そうだん
友達に相談してみよう

しんらい おとな そうだん
信頼できる大人に相談してみよう

みぢか hito そうだん ばあい
もしも身近な人に相談しにくい場合には...

じどうせいと きょうしよくいん せいぼうりよくとう まも ねりまくだいさんしゃそうだんまどぐち
児童生徒を教職員による性暴力等から守るための練馬区第三者相談窓口

【電話による相談】
 080-4574-9845

すいようび 水曜日 15:00 から 18:00 まで 女性心理士 ねんまつねんし しゅくじつ は
 きんようび 金曜日 15:00 から 18:00 まで 男性心理士 だんせいしんりし つながりません

【メールによる相談】

nerikyosoudan@city.nerima.tokyo.jp



【フォームによる相談】

(小学校) <https://logofom.jp/form/G2rU/437428>
 (中学校) <https://logofom.jp/form/G2rU/437333>

< 小学校 >

< 中学校 >



ねりまきょういくいんかい きょういくしどうか
練馬区教育委員会(教育指導課)

相談をすると、専門家が話を聞いてくれたり、アドバイスをしてくれたりします。



性暴力は誰にも見えないところで起きます。性暴力により苦しむ子供がいなくなるためには、あなたの声が必要です。あなたの声が届いたら、私たち大人は全力であなたを守ります。



職名	氏名	令和	年	月	日	実施
----	----	----	---	---	---	----

管理職の方々は、このチェックリストを用いて、自校の課題を改めて見直すとともに、課題解決に向けた改善策や具体的な行動目標を考え、今後の学校経営に生かしてください。
このチェックリストは、各学校で1年間保存してください。

チェックリスト あてはまる場合は、あてはまらない場合は×をチェック欄に付けてください。

点 検 項 目		チ ャ ッ ク
1	服務事故防止に関する校内研修は、年間計画を立てて計画的に行っている。	
2	教職員 の 意 識 改 革	教育委員会からの指導通知、資料等を掲示・配布するだけでなく、必要に応じて日常の様々な機会をとらえて、教職員に服務規律の遵守について指導している。
3		教職員による服務事故は、教職員個人の問題ではなく、自校全体の問題であり、管理職として未然防止に取り組みなければならないと意識している。
4		教職員間で共通認識をもたせて、組織的に服務事故防止に向けた対策に取り組ませている。
5		教職員との関係の悪化を懸念して服務への指導を避けてしまうことなく、毅然とした対応をしている。
6		日頃から、校内巡回を行い、個々の授業や児童・生徒に対する指導、部活動等の状況及び教員の言動等の把握に努めている。
7	教職員・ 校 内 の 状 況 把 握	自己申告の面接時及び服務事故防止月間における面接時等に、教職員の服務についての考え方を話題にするなどして、悩み等についても話し合う機会を設け、適切に指導している。
8		所属職員(事務系含む)の業務の状況や精神状態に気を配り、必要に応じて関係機関と連携するなどして、課題を抱える教職員の継続的な指導・観察を行っている。
9		所属職員の休暇・休職者等について、きちんと状況を把握している。
10		校内に、教職員の目が行き届きにくい部屋や空間があるかどうかについて把握するとともに、巡回を行っている。
11	取 扱 要 項 ・ 管 理 規 程 の 整 備	個人情報の管理規程を設け、個人情報に関する文書の作成、保管、活用の仕方について周知徹底している。
12		パーソナルコンピュータの利用、公費USBメモリ等の外部記録媒体による記録及び保管について、管理規程を設けて厳重に管理している。
13		個人情報の取扱規程等を定めて周知し、個人情報が含まれる紙媒体の文書をやむを得ず持ち出す際は、必ず許可を取らせる、持出帳簿等に記入させるなど適正に管理している。
14		公金はもとより、私費である部費、給食費、教材費等の学校徴収金についても、東京都若しくは区市町村教育委員会の規程を確認し、規程のとおり適切に管理している。
15		各会計については、特定の職員だけに管理させず、他の職員に帳簿類を定期的に点検させるとともに、校長・副校長が定期的に点検を行っている。
16	現金は必要最小限の金額にし、必ず金庫へ保管するとともに、業者への支払は速やかに行い、現金の保管期間はできる限り短くするよう指導している。また、金庫を開閉できる者は管理職や事務室職員に限定し、保管している金額を現金出納簿等で常に把握している。	

点検項目		チェック
17	教職員間の協力体制	教職員が仕事上の悩みを気軽に相談し合い、支え合うような雰囲気づくりに努めている。
18	教職員間の協力体制	様々な校務や児童・生徒の問題等について、一人の教員が抱え込む状況にならないように努めている。
19	教職員間の協力体制	児童・生徒を指導する際、できるだけ複数の教職員で対応する、扉を閉じた密室で1対1の指導を行わないなどの配慮をさせている。
20	報告・相談等の徹底	教職員に日常的に声をかけたり、教職員からの相談に応じる等、教職員、職員室内及び事務室内等の状況を把握するように心掛けている。
21	報告・相談等の徹底	教職員から管理職への報告、連絡、相談を迅速かつ適切に行わせるとともに、必要な事項は記録を取るよう心掛けている。
22	報告・相談等の徹底	日頃から、児童・生徒と職員との関係、指導の様子等の把握に努めており、服務事故につながる恐れのある状況を把握した場合には、当該職員に対して、適切に指導している。
23	その他	児童・生徒、保護者との連絡は、原則として学校の電話を使用し、安易に個人の携帯電話のメール、SNS等を使用しないことや、管理職の許可なく、児童・生徒等の電子メールアドレス、LINEアカウント等を聞かないこと、私的なメッセージのやり取りをしないこと等について、指導している。
24	その他	わいせつな行為、ハラスメント行為、体罰等について、児童・生徒や教職員からの相談や訴えに対する相談体制が整備、周知されている。
25	その他	性暴力等の訴えが児童・生徒からあった場合は、「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」マニュアルに基づいて、対応することを理解している。
26	その他	日頃から、地域や警察等の関係機関と連携し、情報を速やかに収集できる体制を作っている。
27	その他	教育委員会への報告、連絡、相談等を迅速かつ適切に行っている。

上記課題の解決に向けて、あなたはどのような取組をしていきたいと考えますか。

職場改善に向けた今後の構想等

令和5年度 服務事故防止のためのチェックリスト【教育系職員用(外部指導員も含む)】

職名	氏名	令和	年	月	日実施	31
----	----	----	---	---	-----	----

下記の事例について、正しい行為だと思うものには解答欄に「○」、誤った行為だと思うものには解答欄に「×」を入力してください。解答欄に「×」を入力した後、判定欄には「正解」又は「不正解」の文字、解説欄にはコメントが表示されます。

番号	事 例	解答	判定	解 説
1	何度も注意しても忘れ物をする児童・生徒には、重大性を理解させるために厳しい発言をすることは止むを得ないと考え、児童・生徒に「あほか、脳みそ入っているのか」と言った。	○		
2	他の教員が、児童・生徒を、平手で頬を叩く場面を見たが、特に関わりたくないのに、誰にも話さなかった。	○		
3	数名の部員が部活動に遅れたため、連帯責任の罰として、部員全員に校庭を10周走らせたところ、部員からは、特に苦情はなかったため、10周走らせた。	○		
4	児童・生徒が、友人同士のトラブルで、相手を非難する暴言を言いながら、相手につかみかかっていたため、一人の児童・生徒の腕をつかんで相手から引き離れた。	○		
5	廊下で騒いでいる児童・生徒に注意をしたところ、腹を立てた児童・生徒が、自分のすねを1回蹴ってきたため、「おい、待て」と言って、児童・生徒の背後から、でん部を1回蹴った。	○		
6	顧問が、部活動指導におけるけがの予防や痛みの軽減のために、部室で部員生徒と二人きりになった際、生徒からの明確な拒否がなかったため、スポーツマッサージを施した。	○		
7	特定の児童・生徒、若しくは保護者と、個人的にLINEのIDやメールアドレス等を交換し、互いに同意の上でLINE等で、趣味の話について、やり取りを行った。	○		
8	学級で回収した児童・生徒の保健カードを養護教諭に渡そうとしたが、不在だったため、職員室の養護教諭の机の上に、保健カードを預かっていますと書いた付せん紙だけを置いた。	○		
9	担任する児童・生徒の写真やテストの面白い解答例などを児童・生徒の氏名は記載せず、フェイスブックやツイッター等のSNSに投稿して、同期採用の教員や限られた友人などに紹介した。	○		
10	担当学年の全保護者に対して、放課後の過ごし方について一斉メールで注意喚起をするため、保護者60名のメールアドレスをCC欄に入力して、メールを送信した。	○		
11	休日に自動車を運転していて自転車と軽く接触したが、相手が転倒したり、けがをしたりするような接触でなかったため、警察に通報せず、自動車から降りずに、そのまま走り去った。	○		

12	学年の会計担当になり、社会科見学のため、施設見学科を一人当たり100円、現金で徴収した。社会科見学は1週間後に予定されており、学年合計で6,000円であったことから、高額ではないと判断し、自席の施錠できる引出しに保管した。			
13	通勤届では、学校の最寄り駅から学校までは、バスによる通勤と申請していたが、運動不足を感じていたため、通勤届の変更を行わないまま、半年間、学校の最寄り駅から学校まで徒歩で通勤した。			
14	女子児童・生徒が、青色のカバンを持って登校していたため、冗談半分で「性格だけでなく、持ち物まで、男らしいな」と発言した。			
15	飲酒で泥酔状態になり、終電を逃して徒歩で帰宅する途中、路上の植込に所有者不明と思われる鍵の付いていない自転車を見つけた。自宅まで同自転車で乗り、翌朝その場所に戻した。			
16	男性主任教諭が、パソコンに向かって仕事をしていた女性教諭に対して、「肩凝っていないかな」と言ったところ、「別に凝っていません」と言われたが、「少しは、手を休めてね」と女性教諭の肩を揉んだ。			
17	同じ学年の若手教員が、授業がうまくいかず、授業中に児童・生徒に怒鳴ったり、職員室でもイライラする様子が増えてきたが、苦労しても自分で乗り越えるのも経験だと思い、学年の教員は、特に声をかけなかった。			

練馬区立幼稚園長 様
練馬区立小学校長 様
練馬区立中学校長 様
練馬区立小中一貫教育校長 様

練馬区教育委員会事務局 教育振興部
教育指導課長 山本 浩司
(公印省略)

令和 6 年度「性暴力等防止強化月間」の取組について

練馬区教育委員会では、5 月を「性暴力等防止強化月間」と位置付け、練馬区の子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう、全ての教職員に対して性暴力等の根絶に向けた取組をお願いしています。つきましては、下記のとおり取組を行い、取組後に報告書の提出をお願いいたします。

記

1 対象

正規教職員、再任用教職員、臨時的任用教職員

会計年度任用職員、部活動外部指導員等につきましては、「2 内容」の(1) の実施をお願いします。

2 内容

(1) 教職員に対する取組(職員会議や校内研修等で取り組んでください)

定義および処分の確認

別紙 1「教職員の主な非行標準的な処分量定 性的行為、セクシュアル・ハラスメント等抜粋」を教職員に配付し、児童生徒性暴力等の定義および性暴力等をした教職員の処分を確認するよう指示する。

「教職員による児童生徒性暴力等を起こさないために」の内容の共通理解

別紙 2「教職員による児童生徒性暴力等を起こさないために」(令和 5 年 1 月 12 日)を教職員に配付し「性暴力等を防止するための取組」「基本的な対応の流れ」を確認するよう指示する。

セルフチェックシートの実施

別紙 3「服務事故防止のためのチェックシート」を職層に応じて教職員に配付し、記入後提出するよう指示する。提出されたシートは、記入内容を管理職が確認する。

なお、校長のシートは教育指導課長が確認する。

学校の取組確認シートの実施

別紙 4「教職員による性暴力等の防止に向けた学校の取組確認シート」を教職員に配付しながら、全体で確認し、管理職がシートを記入する。

性暴力等の防止に向けた校舎図の作成

資料を参考にして、自校の校舎図に以下の(ア)～(オ)の項目を記入する。

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| (ア)「3 ない」ポスターを掲示している場所 | (イ)通常は施錠していて、外から中が見えない場所 |
| (ウ)通常は施錠していて、外から中が見える場所 | (エ)通常は施錠していなくて、外から中が見えない場所 |
| (オ)通常は施錠していなくて、外から中が見える場所 | |

すでに校舎図を作成した学校からは、以下の効果があったとの報告を受けています。

- ・校内の死角箇所に対する教職員の意識が高まり、教職員の校内巡回の精度が向上した。
- ・鍵の管理や空き教室の管理担当者の位置付けなど、これまで不透明だったことが明確になった。
- ・物理的に死角が生じる箇所の改善につながった。

作成に当たっては特定の教職員だけが取り組むのではなく、全教職員が関わるようお願いいたします。

(2) 幼児・児童・生徒への啓発

生命（いのち）の安全教育の実施

以下に示す資料等を活用して、全学級で授業を実施する。

	別添資料2 「指導の手引き」関係ページ	使用教材
幼児期	P. 5 ~ P. 7	別添資料3「幼児期」
小学校低・中学年	P. 8 ~ P. 10	別添資料4「小学校（低・中）」
小学校 高学年	P. 11 ~ P. 13	別添資料5「小学校（高）」
中学校	P. 14 ~ P. 17	別添資料6「中学校」

教科・領域の位置付けは「特別活動 学級活動（2）」としてください。

小学校および中学校においては、以下の学習活動を設定してください。

「展開」の段階で、児童生徒同士が話し合う。

「まとめ」の段階で、児童生徒が自分の考えをワークシート等に記入する。

管理職は、実施状況を適宜確認してください。

授業の日程が決まりましたら、担当指導主事にメール等でお知らせください。

(3) その他、学校独自の取組

3 取組期限

令和6年6月28日（金）

学校行事等の関係で期限内に取り組むことができない場合は、事前に学校担当指導主事にご連絡ください。

4 報告書の提出

(1) 提出書類

別紙5「報告書」

上記「2 内容（1）（校長シートのみ）」

(2) 提出期限および提出方法

全取組終了後1週間以内に、c4th個人連絡にて学校担当指導主事宛て

【担当】

統括指導主事 小倉 哲治
指導主事 紺多章一郎
指導主事 高橋 庸介
指導主事 石村謙太郎
指導主事 岩本 祐樹
電 話 5984 - 5759

令和6年度 性暴力・体罰等(服務事故)のためのチェックシート
管理職用

33

職名		氏名		令和6年	月	日現在
----	--	----	--	------	---	-----

チェックリスト あてはまる場合は、あてはまらない場合は×をチェック欄に付けてください

	点 検 項 目	チエック
	児童・生徒への個別指導は、複数で対応することについて教職員に指導している。	
	やむを得ず一人対一人で児童・生徒を指導するときは、ドアを閉め、密室の状態で行うなど、他の生徒に話が聞こえないよう配慮することについて教職員に指導している。	
	安全を確保するなど、指導上やむを得ない場合を除き、児童・生徒の体に触れたりしてはならないことについて教職員に指導している。	
	児童・生徒と個人的にSNSのIDやメールアドレス、電話番号等を交換し、連絡等を行ってはならないことについて教職員に指導している。	
	休日等に、学校外で児童・生徒と個人的に会ってはならないことについて教職員に指導している。	
	児童・生徒に対して良かれと思って行った言動が、相手を不快にさせる場合があることについて教職員に指導している。	
	教員と児童・生徒は、指導する側と指導される側という関係にあるため、児童・生徒は教員からの誘いを拒みにくいことを理解するよう教職員に指導している。	
	セクシュアル・ハラスメントとは、相手が嫌がったり不快に感じるだけでなく、周りの者が不快に感じる場合にも該当することについて教職員に指導している。	
	児童・生徒と恋愛関係になったり、性的な関係をもったりすることがないように教職員に指導している。	
	性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の行為を行ったのではないかと疑われる教職員がいる場合、管理職が確認をするので、しばらく様子を見るよう教職員に指導している。	
	児童・生徒に対する性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の行為は、児童・生徒の心身を深く傷つける決して許されない行為であることについて、教職員に指導している。	
	児童生徒に対する性暴力は、法律や条例違反等に該当し、教員免許状の失効等により二度と教壇に立てなくなる等重大な非違行為であることを教職員に周知している。	

	児童・生徒に対して性暴力を行っている教職員がいても、保護者が警察に言わないでほしいといった場合には、警察に通報してはならない。	
	教職員による児童・生徒に対する性暴力等の犯罪があった際に、警察に告発を行う場合は、管理職が告発状を作成する必要がある。	
	教職員や保護者に、性暴力等に関する相談をできない児童・生徒のために、東京都では「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」が設置されており、そのアクセス方法も知っている。	
	「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」は、児童・生徒のためのものなので、教職員が相談することはできない。	
	体罰は学校教育法において禁止されている違法行為であり、地方公務員法に定める信用失墜行為にも該当するなど、関係法令について教職員に指導している。	
	自己申告の面接時及び服務事故防止月間における面接時等に話題にするなど、教職員の体罰についての考え方を確認し、指導している。	
	日頃から、校内巡視等を行うなど、児童・生徒と教職員の関係、指導の様子等の把握に努めており、服務事故につながる恐れのある状況を把握した場合には、当該教職員を適切に指導している。	
	指導方法の工夫・改善や児童・生徒の実態に応じて分かりやすく伝える力の向上が図れるよう、教職員に指導している。	
	学校公開、学校評価等の機会やホームページを活用して、保護者や地域に体罰根絶について意思表示を行うとともに、体罰根絶に向けた取組について評価を受ける機会を設けている。	

あなたの学校において、性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の未然防止及び根絶に向けて、教職員に対してどのような機会にどのような方法で周知を行っていますか。

体罰及び不適切な指導の未然防止及び根絶に向けて、教職員に対してどのような機会にどのような方法で周知を行っていますか。

職名		氏名		令和6年	月	日現在
----	--	----	--	------	---	-----

チェックリスト あてはまる場合は、あてはまらない場合は×をチェック欄に付けてください

点検項目	チェック
児童・生徒への個別指導は、複数で対応している。	
やむを得ず、一人対一人で児童・生徒を指導するときは、ドアを開けておくなど、密室とならないよう配慮している。	
スキンシップのつもりで、児童・生徒の体に触れたことがある。	
児童・生徒が集まって性的な冗談を言って盛り上がっている場ならば、自分も参加して一緒に性的な冗談を言うことは問題ない。	
児童・生徒と個人的にSNSのIDやメールアドレス、電話番号等を交換し、連絡等を行っていない。	
休日等に、学校外で特定の児童・生徒と個人的に会ったことがある。	
体育の授業や部活動等において、指導のためならば、女子児童・生徒の月経に対する心情に配慮しない発言をしても問題ない。	
児童・生徒に対して良かれと思って行った言動が、相手を不快にさせる場合があることを理解している。	
教員と児童・生徒は、指導する側と指導される側という関係にあるため、児童・生徒は教員からの誘いを拒みにくいことを理解している。	
自分に性的な意図がなく、児童・生徒がはっきりと拒否の意志を示していなければ、児童・生徒を膝の上に乗せたり、部活動中にマッサージを行う等の身体接触をする行為は問題ない。	
セクシュアル・ハラスメントとは、相手が嫌がったり不快に感じるだけでなく、周りの者が不快に感じる場合にも該当することを理解している。	
これまでに児童・生徒と交際関係になったり、性的な関係をもったりしたことがある。	
性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の行為を行ったのではないかと疑われる教職員がいる場合、速やかに管理職に相談したり報告したりすることについて理解している。	
児童・生徒に対する性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の行為の、児童・生徒の心身を深く傷つける行為を行ったことはない。	
児童・生徒に対する性暴力は、法律や条例違反等に該当し、教員免許状の失効等により二度と教壇に立てなくなる等重大な非違行為であることを理解している。	
教職員が性暴力を行っていることが確認できても、保護者が警察に言わないでほしいといった場合には、警察に通報してはならない。	

教職員や保護者に、性暴力等に関する相談をできない児童・生徒のために、東京都では「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」が設置されており、そのアクセス方法も知っている。	
「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」は、児童・生徒のためのものなので、教職員が相談することはできない。	
体罰は学校教育法において禁止されている違法行為であり、地方公務員法に定める信用失墜行為にも該当することを理解している。	
指導のためならば、児童・生徒の身体・能力・性格・風貌等を否定する等、人権に配慮しない発言をしても問題はない。	
児童・生徒やその保護者と信頼関係が構築できていても、体罰を行ってはならない。	
日頃から、児童・生徒理解に努め、感情的にならないように、指導の工夫・改善を図っている。	
家庭環境に課題がある児童・生徒が起こした問題行動への指導の際、特定の教員に任せるのではなく、教職員間で共通認識をもって組織的に対応している。	

あなたの学校において、性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の根絶に向けて、どのような課題があると思いますか。また、その課題の解決に向けて、どのような工夫や対処が必要だと思いますか。

あなたの学校において、体罰及び不適切な指導の根絶に向けて、どのような課題があると思いますか。また、あなた自身、どのように行動等を工夫して対処していますか。

主幹教諭については、別途主幹教諭用チェックリストにも回答する。

教職員による性暴力等の防止に向けた学校の取組確認シート

1 以下の点検項目について、自校の取組を確認し、できている項目は「」を、できていない項目は「」をチェック欄に記入してください。

「」がついた項目は、必ず改善するようお願いします。

	点検項目	チェック (<input type="checkbox"/> or <input type="checkbox"/>)
1	空き教室や特別教室、教科準備室等、死角となりそうな場所を共有している。	
2	空き教室や特別教室は、使用しないときは施錠し、使用した鍵は必ず所定の場所に戻すようにしている。	
3	ドアのガラスを隠すような掲示物を外すなど、教室等の見える化を図っている。	
4	「3ない運動」ポスター等、性暴力防止に係る啓発物を校内の玄関、廊下、トイレ等、児童生徒や来校者が見える場所に掲示している。	
5	教職員が密室で、児童生徒に対して1対1の個別指導を行うことの禁止を徹底している。	
6	SNS等による児童生徒等との私的なやり取りの禁止を徹底している。	
7	私物のパソコン・タブレット・カメラ等を学校に持ち込むことの禁止を徹底している。	
8	スマートフォンの教室への持ち込みおよび教育活動への利用禁止を徹底している。	

児童のみなさん

区内 相談窓口等一覧

練馬区児童用
(令和6年5月版)

練馬区には、自分の悩みを相談することができる窓口等がたくさんあります。困ったときは、以下の相談窓口を利用してみてください。

(1) 【学校名】小学校には、相談できる人がたくさんいます。

自分のこと、友達のこと、家族のことなど、困ったときはいつでも相談してください。

スクールカウンセラー

名前

学校に来る曜日

いつもいる教室

心のふれあい相談員

名前

学校に来る曜日

いつもいる教室

(2) 学校以外でも相談できる場所はたくさんあります。

身近な人に相談しづらいときは、こちらを利用することもできます。

【学校生活に関する相談】

練馬区立学校 教育支援センター（教育相談室）

月～土曜日 午前9時～午後5時

金曜日午後6時まで 祝休日・年末年始は除く

光が丘 03-5998-0091 練馬 03-3991-3666

関 03-3928-7200 大泉 03-6385-4681

自分の性格や行動、学校生活、家族のことなどの相談ができます。

教育相談メールフォーム

下のQRコードを読み取り、相談してください。

学校生活の様々な相談ができます。

タブレットにお返事はできません。



【いじめ等についての相談】

いじめ相談メールフォーム

下のQRコードを読み取り、相談してください。

いじめに関係する相談ができます。

タブレットにお返事はできません。



困ったときは相談してみるねり！



【性暴力等に関する相談】

電話による相談

080-4574-9845

メールによる相談

nerikyosoudan@city.nerima.tokyo.jp

フォームによる相談

(小学校) <https://logoform.jp/form/G2rU/437428>

(中学校) <https://logoform.jp/form/G2rU/437333>

水曜日 15:00 から 18:00 まで 女性心理士 年末年始と祝日は

金曜日 15:00 から 18:00 まで 男性心理士 つながりません

< 小学校 >



< 中学校 >



【その他(子どもの相談窓口マンガリーフレット「ひとりじゃないよ～話して、あなたのところ～」)】

不安や心配、なんとなくモヤモヤする

そんな気持ちを抱えた時に、

話せる、行ける場所をマンガで紹介しています。



リーフレット



YouTube 版



じどう せいと
児童・生徒のみなさんへ

ふあん なや
不安や悩みがあるときは...

ひとり なや
一人で悩まず、相談しよう



練馬区用
令和6年5月版

37

いじめ・不登校に関する相談

主に、SNSを含む

学校生活や家庭での悩みに関する相談

心・性・命などを含めた

1 はな どうきょうこども 電
話してみなよ 東京子供ネット

いじめ、体罰、虐待等の子供の人權侵害に関する相談

フリーダイヤル はなして みなよ 平日 9:00~21:00
0120-874-374 土日祝日 9:00~17:00

東京都児童相談センター (年末年始を除く)
(子供の権利擁護専門相談事業)

2 きょういくそうだんいっばん どうきょうと そうだん 電
教育相談一般・東京いじめ相談ホットライン

いじめ、学校生活、家族・友人関係、ヤングケアラー等に関する相談

24時間対応
0120-53-8288

ホームページ内からメール相談もできます。
東京都教育相談センター

3 えすえぬえすとどうきょういくそうだん SNS
SNS等教育相談

ニックネームや通称名を使って相談することもできます。

毎日 15:00~23:00 (受付は22:30まで)
東京都教育相談センター

4 かんが 考えよう!いじめ・SNS@Tokyo S

いじめ防止とSNSの適切な利用に役立つウェブサイト・アプリ

「こころ空模様チェック」アプリを使って、東京都いじめ相談ホットラインに電話ができます。こたエールのネット相談受付フォームにつながります。

東京都教育委員会

5 じかんこどもえすおーえす 電
24時間子供SOSダイヤル

いじめの問題やその他の子供に関する相談全般

フリーダイヤル なやみいおう
0120-0-78310

文部科学省が管理しており、東京都内からかけると、東京都教育相談センターにつながります。

6 ヤング・テレホン・コーナー 電

非行、いじめ、不登校、犯罪被害等に関する相談

24時間対応
03-3580-4970

月~金 8:30~17:15
専門の担当者(心理職・警察官)が対応
夜間、土日祝日・年末年始
警視庁 少年相談係
宿直の警察官が対応

7 でんわそうだん 電
よいこに電話相談

学校、子育て等、子供に関する相談全般

よいこに
03-3366-4152

平日 9:00~21:00
東京都児童相談センター
土日祝日 9:00~17:00 (年末年始を除く)

8 じどう せいと せいぼうりょく まも そうだんまどぐち S
児童・生徒を性暴力から守るための相談窓口 M 電

教職員等による児童・生徒への性暴力等に関する通報、相談

月、火、木 15:00~18:00
土 9:00~12:00
東京都教育委員会

9 せいぼうりょくきゅうえん な な 電
性暴力救援ダイヤルNaNa

性暴力・性被害に関する相談

24時間対応
03-5577-3899

性暴力救援センター・東京

10 こたエール S
ネット・スマホのトラブル相談 げつ ど
なやみゼロに 月~土 15:00~21:00 (祝日・年末年始を除く) M 電

0120-1-78302

「相談はっとLINE@東京」
メール相談は 24時間

11 こころといのちのほっとライン S
はなしてなやみ M 電

0570-087478

毎日 12:00~翌朝5:30
東京都保健医療局

生きることに悩んでいる人のための相談

12 でんわそうだん 電
こころの電話相談

心の健康に関する相談 平日9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く)

03-3302-7711 03-3844-2212 042-371-5560

東京都立精神保健福祉センター

13 でんわそうだんしつ 電
こころの電話相談室

子供の行動や心の発達等に関する相談

042-312-8119

月~金 9:00~12:00
(土日祝日、年末年始を除く)
東京都立小児総合医療センター

14 練馬区立学校教育支援センター 電

子供の性格や行動、学校生活、子育て等に関する相談

教育相談室(光が丘) 電話 03-5998-0091
練馬 電話: 03-3991-3666
関 電話: 03-3928-7200
大泉 電話: 03-6385-4681

月~土曜日
午前9時から
午後5時まで
(日曜日、祝日、年末年始を除く)

不安や悩みは誰にでもあります。身近にいる信頼でき89大人や、上にある相談機関に相談してみましょう。

どんなことでも構いません。遠慮せずに御相談ください。

- T 電話による相談／問合わせ
- M 来所による相談／問合わせ
- W Webによる相談／問合わせ



いじめや不登校、引きこもりなど、学校生活のことについて相談したい。

各区市町村教育相談所（室）一覧

お住いの地区の各教育相談を行う機関、相談先の一覧です。



- T
- M
- W

教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン

24 時間対応

0120-53-8288

東京都教育相談センター



- T
- M
- W



生活や子育てなど家庭のことについて困っている。

青少年リスタートプレイス・思春期サポートプレイス

都立高校への就学に向けた支援や心理等の専門家を招いた講演会を行っています。

03-3360-4192 東京都教育相談センター



- T
- M

子供家庭支援センター一覧

18 歳未満の子供や子育て、家庭のあらゆる相談を受けています。



- T
- M

東京都児童相談センター・児童相談所

原則 18 歳未満の子供に関する相談や通告について、どなたからも受け付けています。



- T
- M



非行や暴力、犯罪被害などを警察に相談したい。

警視庁少年センター

都内8か所、心理専門の職員が「秘密厳守」「無料」で相談に応じます。

警視庁



- T
- M

ヤング・テレホン・コーナー

24 時間対応

03-3580-4970

警視庁 少年相談係



- T



子供の行動や発達などについて不安がある。

こころの電話相談室

042-312-8119 東京都立小児総合医療センター



- T

心の悩みや不安などを聞いてほしい。

こころといのちのほっとライン

0570-087478

東京都保健医療局



- T

職名 氏名 令和 年 月 日実施

管理職の方々は、このチェックリストを用いて、自校の課題を改めて見直すとともに、課題解決に向けた改善策や具体的な行動目標を考え、今後の学校経営に生かしてください。

チェックリスト あてはまる場合は、あてはまらない場合は×をチェック欄に付けてください。

点検項目		チェック
1	服務事故防止に関する校内研修は、年間計画を立てて計画的に行っている。	
2	教職員 の意識 改革	教育委員会からの指導通知、資料等を掲示・配布するだけでなく、必要に応じて日常の様々な機会をとらえて、教職員に服務規律の遵守について指導している。
3		教職員による服務事故は、教職員個人の問題ではなく、自校全体の問題であり、管理職として未然防止に取り組まなければならないと意識している。
4		教職員間で共通認識をもたせて、組織的に服務事故防止に向けた対策に取り組ませている。
5		教職員との関係の悪化を懸念して服務への指導を避けてしまうことなく、毅然とした対応をしている。
6		日頃から、校内巡回を行い、個々の授業や児童・生徒に対する指導、部活動等の状況及び教員の言動等の把握に努めている。
7	教職員・ 校内の 状況把握	自己申告の面接時及び服務事故防止月間における面接時等に、教職員の服務についての考え方を話題にするなどして、悩み等についても話し合う機会を設け、適切に指導している。
8		所属職員(事務系含む)の業務の状況や精神状態に気を配り、必要に応じて関係機関と連携するなどして、課題を抱える教職員の継続的な指導・観察を行っている。
9		所属職員の休暇・休職者等について、きちんと状況を把握している。
10		校内に、教職員の目が行き届きにくい部屋や空間があるかどうかについて把握するとともに、巡回を行っている。
11	取扱要 項・管 理規程 の整備	個人情報の管理規程を設け、個人情報に関する文書の作成、保管、活用の仕方について周知徹底している。
12		パーソナルコンピュータの利用、公費USBメモリ等の外部記録媒体による記録及び保管について、管理規程を設けて厳重に管理している。
13		個人情報の取扱規程等を定めて周知し、個人情報が含まれる紙媒体の文書をやむを得ず持ち出す際は、必ず許可を取らせる、持出帳簿等に記入させるなど適正に管理している。
14		公金はもとより、私費である部費、給食費、教材費等の学校徴収金についても、東京都若しくは区市町村教育委員会の規程を確認し、規程のとおり適切に管理している。
15		各会計については、特定の職員だけに管理させず、他の職員に帳簿類を定期的に点検させるとともに、校長・副校長が定期的に点検を行っている。
16		現金は必要最小限の金額にし、必ず金庫へ保管するとともに、業者への支払は速やかに行い、現金の保管期間はできる限り短くするよう指導している。また、金庫を開閉できる者は管理職や事務室職員に限定し、保管している金額を現金出納簿等で常に把握している。

点検項目		チェック
17	教職員が仕事上の悩みを気軽に相談し合い、支え合うような雰囲気づくりに努めている。	
18	様々な校務や児童・生徒の問題等について、一人の教員が抱え込む状況にならないように努めている。	
19	児童・生徒を指導する際、できるだけ複数の教職員で対応する、扉を閉じた密室で1対1の指導を行わないなどの配慮をさせている。	
20	教職員に日常的に声をかけたり、教職員からの相談に応じる等、教職員、職員室内及び事務室内等の状況を把握するように心掛けている。	
21	教職員から管理職への報告、連絡、相談を迅速かつ適切に行わせるとともに、必要な事項は記録を取るよう心掛けている。	
22	日頃から、児童・生徒と職員の関係、指導の様子等の把握に努めており、サービス事故につながる恐れのある状況を把握した場合には、当該職員に対して、適切に指導している。	
23	児童・生徒、保護者との連絡は、原則として学校の電話を使用し、安易に個人の携帯電話のメール、SNS等を使用しないことや、管理職の許可なく、児童・生徒等の電子メールアドレス、LINEアカウント等を聞かないこと、私的なメッセージのやり取りをしないこと等について、指導している。	
24	わいせつな行為、ハラスメント行為、体罰等について、児童・生徒や教職員からの相談や訴えに対する相談体制が整備、周知されている。	
25	児童生徒性暴力等防止の「3ない運動」プラスポスター、児童・生徒用ポスター、サービス事故防止ポスターを校内の児童・生徒が見える場所に掲示している。	
26	性暴力等の訴えが児童・生徒からあった場合は、「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」マニュアルに基づいて、対応することを理解している。	
27	日頃から、地域や警察等の関係機関と連携し、情報を速やかに収集できる体制を作っている。	
28	教育委員会への報告、連絡、相談等を迅速かつ適切に行っている。	

上記課題の解決に向けて、あなたはどのような取組をしていきたいと考えますか。

職場改善に向けた今後の構想等

令和6年度 服務事故防止のためのセルフチェックシート 教育系職員(外部指導員等も含む)月

40

職名	氏名	令和6年 月 日現在
----	----	------------

チェックリスト あてはまる場合は、あてはまらない場合は×をチェック欄に付けてください

点検項目	チェック
児童・生徒に自分の私的な連絡先を教えたり、部活動等の業務上のやり取りがきっかけとなって、SNS等を利用した不適切なやり取り等に関する服務事故に発展することを理解している。	
児童・生徒を不快にさせる性的な言動(相手のみならず、周囲の人が不快に感じる性的な言動)は、全てセクシュアル・ハラスメントに当てはまると理解している。	
児童・生徒に対する性暴力は、法律や条例違反に該当し、教員免許状の失効等により二度と教壇に立てなくなる重大な非違行為と認識しており、そのような行為は行っていない。	
児童・生徒を自分の膝の上に乗せたり、肩を抱いたり、頭や背中をポンとたたく等の指導上不必要な身体接触はしていない。	
児童・生徒に対して、メール・SNS等で私的な内容のメッセージの送信はしていない。	
児童・生徒への個別指導は、複数の教員で対応し、放課後の教室、特別教室等、他者の目に触れにくい状況や閉鎖的な場所で行っていない。	
これまでに児童・生徒と交際関係になったり、性的な関係をもったりしたことがある。	
自分が、児童・生徒から性暴力等を受けたと相談を受けた場合、「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応(令和5年4月1日東京都教育委員会)」により、どのように行動すればよいか、対応の流れを理解している。	
体罰は、学校教育法において禁止されている違法行為であり、児童・生徒と信頼関係が構築できていても、決して許されない行為であると認識しており、そのような行為は行っていない。	
児童・生徒に対して、大きな声や音を出して威嚇したり、人権に配慮しない発言をしたり、物に当たったりすることは、不適切な指導であると認識しており、そのような行為は行っていない。	
児童・生徒が反抗的な態度をとった場合でも、自分自身の怒りをコントロールし冷静な対応を行っている。	
児童・生徒の指導に関することで悩んだり、感情的になっている自分に気付いたりした時は、一人で抱え込まず、管理職や他の教職員に相談している。	
道に落ちている財布や路上に放置された自転車を持ち去ったり、店舗等で他人の傘を持ち去り自分のものにすることは、犯罪行為であると認識しており、そのような行為は行っていない。	
自動車又は自転車を運転中に、つい、スマートフォンの操作をしてしまうことがある。	
服務事故にあたる行為を行ったのではないかと疑われる教職員がいる場合、速やかに管理職に相談したり報告したりしている。	

あなたの学校において、性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の根絶に向けて、どのような課題があると思いますか。また、あなたにできることはどのようなことであると考えますか。

守ろう子供の権利、傷つけない子供の未来

立 学校 のスローガン

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

